

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成24年8月10日

【計算期間】

第18特定期間（自 平成23年11月16日
至 平成24年 5月15日）

【ファンド名】

しんきん海外ソブリン債セレクション
欧州ソブリン債ポートフォリオ
米国ソブリン債ポートフォリオ
欧米ソブリン債ポートフォリオ

【発行者名】

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 大澤 宣之

【本店の所在の場所】

東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】

野呂 俊夫

【連絡場所】

東京都中央区京橋三丁目8番1号

【電話番号】

03－5524－8161

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ユーロ参加国[※]およびアメリカの国債、政府機関債および国際機関債に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指します。

※EMU（欧州経済通貨同盟）加盟国です。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入するEU（欧州連合）加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

（全ポートフォリオ共通）

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般	年2回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
公債	年4回	日本		
社債	年6回	北米		
その他債券	年12回 (毎月)	欧州		
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
(投資信託証券(債券))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（米国ソブリン債ポートフォリオ）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(欧米ソブリン債ポートフォリオ)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」…目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（債券））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの
- 「年4回」…目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
- 「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「欧州」…目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるもの

もの

- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

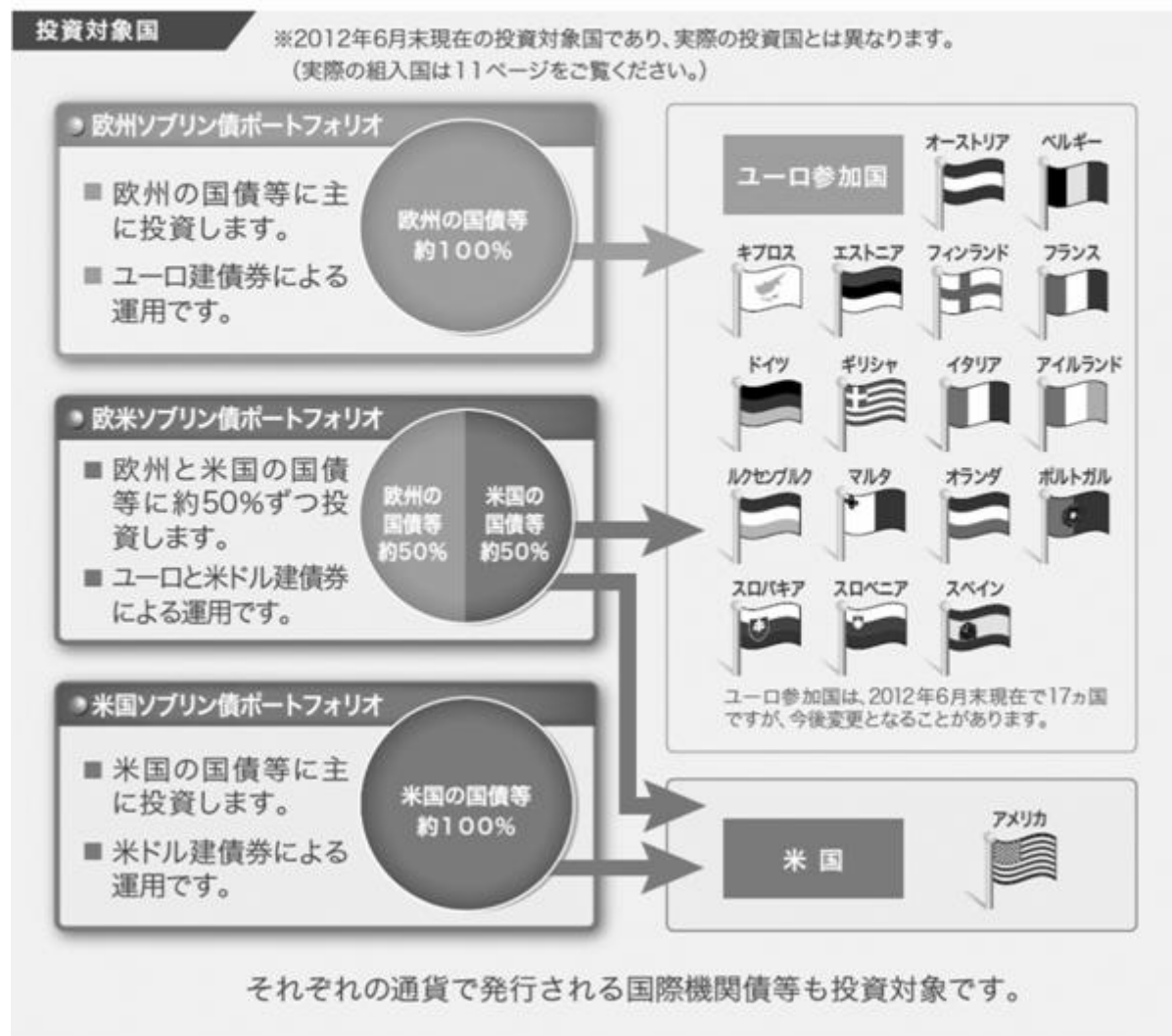
※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会ホームページ（ http://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。

[次へ](#)

③ファンドの特色

欧州とアメリカの国債等[※]に投資する3つのポートフォリオで、グローバルな資産運用をお手伝いします。3種類のポートフォリオから、投資者のニーズに合わせてお選びいただけます。

※各国政府や政府機関、国際機関が発行する債券（総称してソブリン債といいます。）を投資対象とします。



＜特色１＞ ユーロと米ドルというなじみ深い主要通貨建債券による運用です。

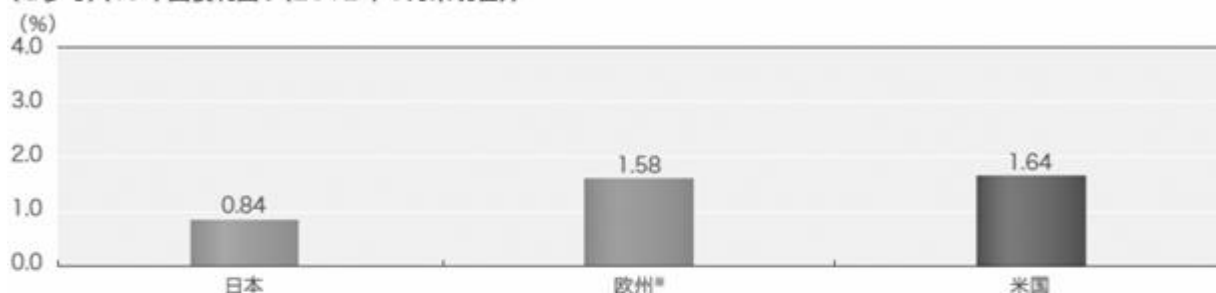
＜特色２＞ 信用力の高い債券に投資します。

運用を主に、各国政府や政府機関、国際機関が発行する信用力の高い債券で行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な海外債券分散投資を追求します。

＜特色３＞ 魅力的な金利水準にある海外債券による運用です。

海外債券の金利は国内債券と比較して相対的に魅力的な水準にあります。

（ご参考）＜10年国債利回り（2012年6月末現在）＞



出所：Bloombergのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信（株）作成。

※欧州は、ドイツ10年国債を採用しております。

※上図の数値は、ファンドの利回りとは異なります。

●投資戦略

投資戦略のイメージ

経済環境分析

投資先の市場に影響を与える世界経済の動向をはじめ、投資先の経済動向など、債券市場を取り巻く情勢を多角的に分析します。

債券市場分析

経済動向などの分析を踏まえて、投資先である債券市場の方向性について予想を行います。

金利水準の方向性を予想します

金利低下が予想される場合には、組入れる債券の償還までの平均期間を長くし、債券の値上がり益をより多く獲得することを目指します。一方、金利上昇が予想される場合には、平均期間を短くし、債券の値下がり損失を減らすことを目指します。

償還期限ごとの金利の変化を予想します

金利の変化は、償還期限ごとに必ずしも同じではありません。金利が相対的により大きく低下する償還期限を予想し、相対的に良好な運用成果が期待できると判断した償還期限の債券に資金を多めに配分します。

国別の金利環境を予想します（欧州に投資する場合）

景気や物価の動向が異なるため、ユーロ参加国の中でも金利環境は異なる場合があります。国別の金利環境を予想し、相対的に金利の低下（債券価格は上昇）が期待できる国に、資金を多めに配分します。

組入銘柄の決定

債券市場分析を踏まえて、実際に組入れる銘柄を決定します。一旦投資した後も、常に市場の動向を注視して、必要に応じて銘柄の組み替えなどを行います。

※実際の運用は、マザーファンドを通じて行われ、マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドの投資比率に応じて、すべてベビーファンドに反映されます。（マザーファンド、ベビーファンドについては7ページをご覧ください。）

●金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると債券の価格は値上がりします。



一般的に金利が上昇すると債券の価格は値下がりします。



償還までの期間が長いほど金利の動きに対して、債券の価格はより大きく動く傾向があります。この性質を利用して、金利低下局面では償還までの平均期間を長くして債券の値上がり益をより多く獲得することが期待でき、金利上昇局面では償還までの平均期間を短くして値下がり損失を抑えることが期待できます。

※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

●外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ全額を外貨建資産に投資します。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は円ベースで上昇します。



円高になると外貨建資産の価値は円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

〈外国為替相場の推移(ユーロ/円、米ドル/円)(2000年6月～2012年6月)〉



●収益分配について

年4回の決算時(2,5,8,11月の15日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配方針に従って分配を行います。

収益分配金のお支払いのイメージ



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

※自動いそく投資コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。(再投資の際に、購入時手数料はかかりません。) 分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

＜収益分配方針＞

- 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

<追加的記載事項>

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

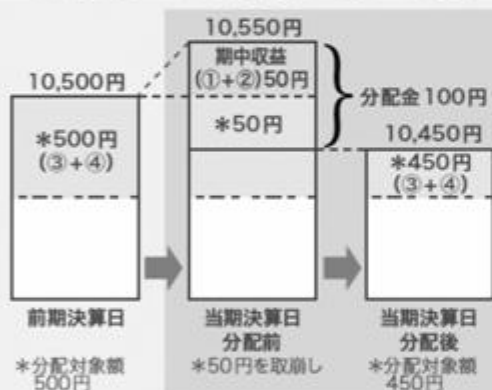
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

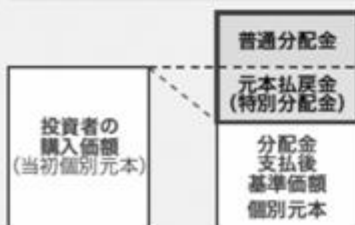


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分には非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

●ベンチマークについて

しんきん海外ソブリン債セクションでは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標（このような指標を「ベンチマーク」といいます。）を設定しています。

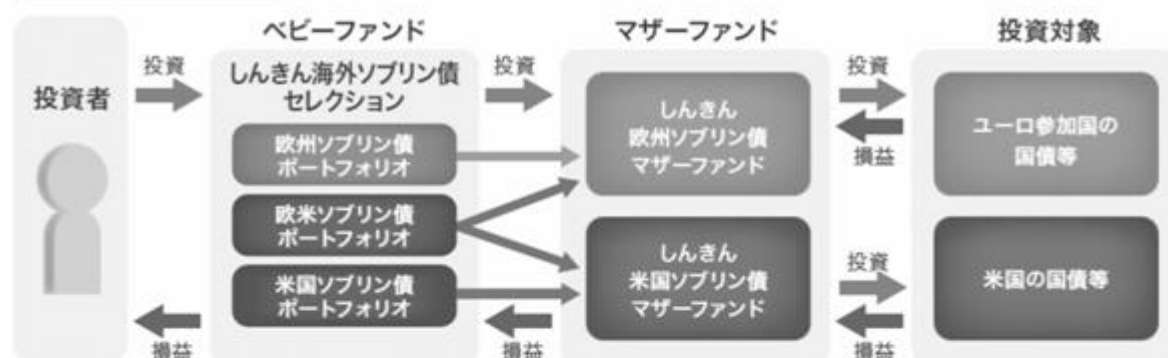
各ポートフォリオ毎のベンチマークは以下のとおりです。

- 欧州ソブリン債ポートフォリオ…シティグループEMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）
- 米国ソブリン債ポートフォリオ…シティグループ米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）
- 欧米ソブリン債ポートフォリオ…シティグループEMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%、シティグループ米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%の配分比率で当社が独自に算出した合成指数

- 「シティグループEMU国債インデックス」は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、2012年6月末現在、EMU加盟17カ国のうち9カ国（ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、スペイン、オーストリア、フィンランド、アイルランド）の国債で構成されています。
- 「シティグループ米国国債インデックス」は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、米国の国債で構成されています。
- 「シティグループEMU国債インデックス」と「シティグループ米国国債インデックス」は「シティグループ世界国債インデックス」のサブ・インデックスです。
- 「シティグループ世界国債インデックス」は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。2012年6月末現在の構成市場は、米国、日本、EMU圏（ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、スペイン、オーストリア、フィンランド、アイルランド）、カナダ、オーストラリア、デンマーク、スウェーデン、スイス、イギリス、ポーランド、ノルウェー、シンガポール、マレーシア、メキシコの22カ国です。

※上記の指数は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産です。同社は各指数の算出、公表、利用に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。また、欧米ソブリン債ポートフォリオのベンチマークとして使用する合成指数は当社が独自に計算したものです。

ファンドの仕組み



投資者の資金は各ポートフォリオ（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※各マザーファンドへの投資比率は、ポートフォリオによって異なります。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※各ポートフォリオ（ベビーファンド）は直接、欧州や米国の国債等に投資することがあります。

- 欧州ソブリン債ポートフォリオは、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」に投資します。
- 米国ソブリン債ポートフォリオは、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に投資します。
- 欧米ソブリン債ポートフォリオは、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」と「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に約50%ずつ投資します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

[次へ](#)

④ 信託金の限度額

- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、各ポートフォリオ毎に1,000億円（合計で3,000億円）を限度額として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

[前へ](#)

（２）【ファンドの沿革】

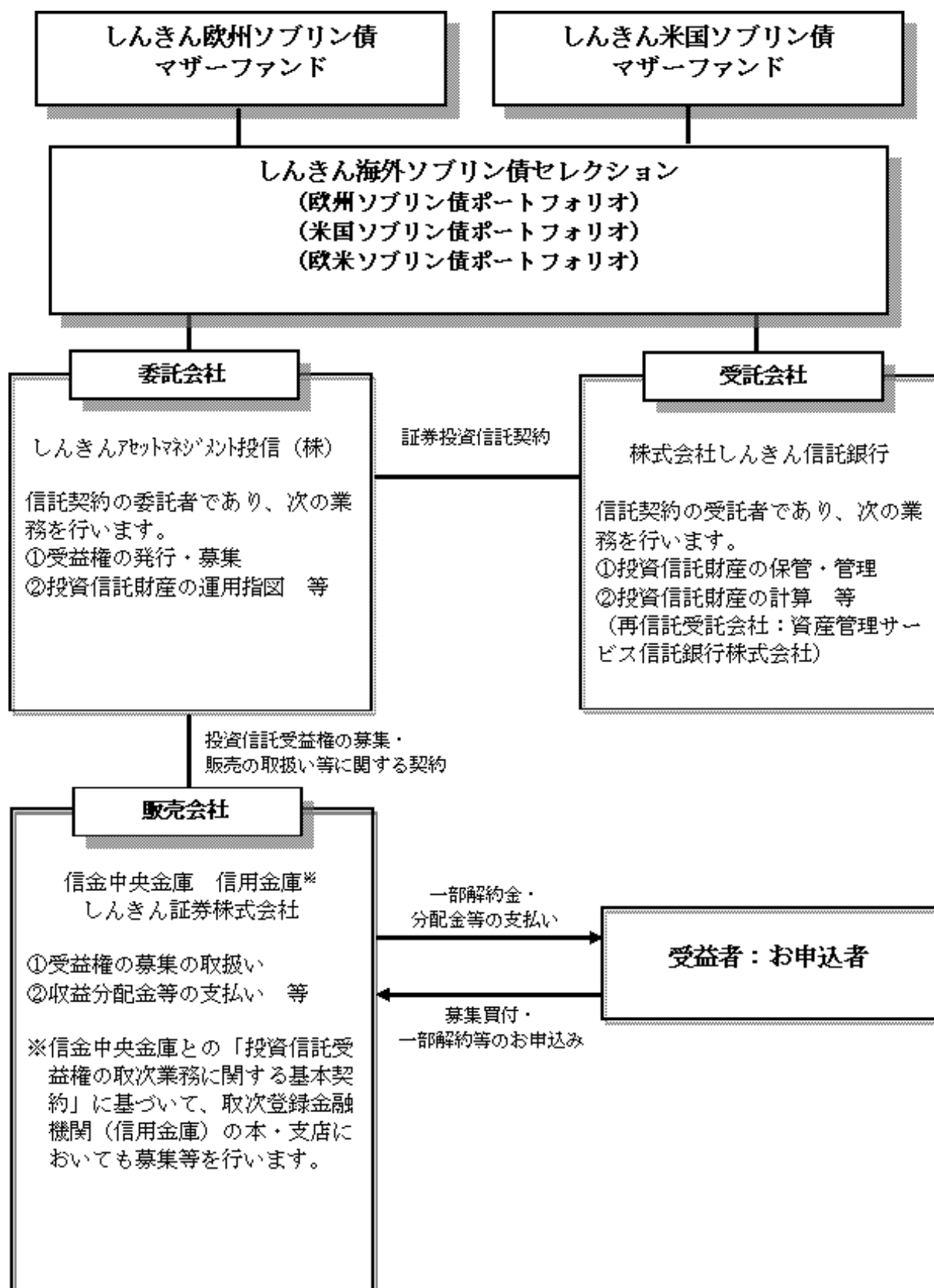
欧州ソブリン債ポートフォリオ 平成15年7月1日
信託契約締結、当初設定、運用開始。

米国ソブリン債ポートフォリオ 平成15年7月1日
信託契約締結、当初設定、運用開始。

欧米ソブリン債ポートフォリオ 平成15年7月1日
信託契約締結、当初設定、運用開始。

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは以下のとおりです。



＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

③ 資本の額

200百万円

④ 会社の沿革

平成 2年 12月 全信連投資顧問株式会社の設立

平成 3年 3月 投資顧問業の登録

平成 4年 3月 投資一任契約に係る業務の認可

平成10年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更

平成10年12月 証券投資信託委託業の認可

平成19年 9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録

⑤ 大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比 率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

欧州ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
米国ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
欧米ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」ならびに「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

欧州ソブリン債 ポートフォリオ	① 主として、親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。 ② 投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。 a. 主としてEMU（欧州経済通貨同盟）参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。 b. シティグループEMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。 c. 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。 d. 外貨建資産の組入れ比率については、原則として高位を保ちます。 e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ③ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
--------------------	--

米国ソブリン債 ポートフォリオ	① 主として、親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。 ② 投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。 a. 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。 b. シティグループ米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。 c. 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。 d. 外貨建資産の組入れ比率については、原則として高位を保ちます。 e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ③ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
欧米ソブリン債 ポートフォリオ	① 主として、各親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。 ② 欧州各国（EMU参加国）の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とする「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とする「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の各受益証券の組入れについては、下記の基本組入比率を原則維持するものとします。 ＜基本組入比率＞ ・「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」受益証券：50% ・「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券：50% ③ 市況動向や資金動向により各親投資信託の受益証券の構成比率と基本組入比率との乖離が10%を超えた場合には、各親投資信託の受益証券の構成比率が基本組入比率±10%の範囲に収まるよう調整するものとします。 ④ 各親投資信託の受益証券のベンチマークであるシティグループEMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%、シティグループ米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%の配分比率で算出した合成指数をベンチマークとします。 ⑤ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。 ⑥ 外貨建資産の組入れ比率については、原則として高位を保ちます。 ⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑧ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限り、）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

- 1) 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 10) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 11) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

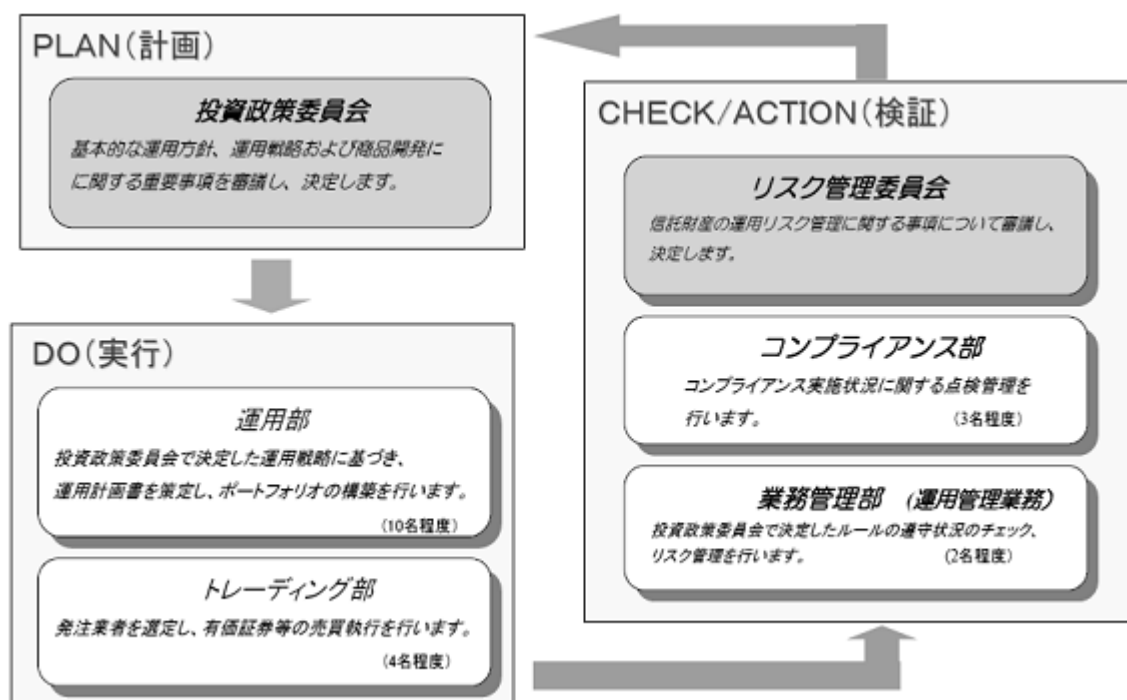
なお、第1号の証券または証書、および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

欧州ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の受益証券を、米国ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を、欧米ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



《投資決定プロセス》

- ① 信金中央金庫グループ及び内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会において、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な運用方針を策定します。また、基本的な運用方針に基づき、当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は2012年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益の分配は年4回の決算時（2月、5月、8月、11月の各15日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等を全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

各ファンドの約款（以下「投資信託約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を以下のとおり定めています。

① 株式等への投資

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の行使により取得したものに限り、株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

② 同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 投資信託証券への投資

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑥ 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利又は異

なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- 2) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図に当たっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額と親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 3)において親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 3)において親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものと

します。

- 6) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

⑨ 有価証券の貸付け

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 1)のa.およびb.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けに当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図をするものとします。

⑩ 公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、2)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑪ 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑫ 法令に基づく投資制限

デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>

親投資信託「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

（１）投資方針

① 投資対象

EMU（欧州経済通貨同盟）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主としてEMU参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) シティグループEMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入れ比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

親投資信託「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

（１）投資方針

① 投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) シティグループ米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入れ比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記マザーファンドの主な投資戦略については以下のとおりです。

① 金利リスクのコントロール

- 1) 金利水準の方向性について予想し、債券の「デュレーション」を長期化・短期化します。具体的には、マザーファンドのデュレーションをベンチマークとなるインデックスのデュレーションから±1年程度の範囲でコントロールします。
- 2) 「イールドカーブ」の変化に対する見通しを立て、相対的にパフォーマンスの良くなると予想した年限に資金配分します。

（注１）デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値が、どの程度変化するかを表す指標で

す。

（注2）イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線です。このイールドカーブが右上がりの場合を順イールド、右下がりの場合を逆イールドといいます。

② 国別配分（主として「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」について）

債券価格は、金利によって上下する性質があります。投資対象とするソブリン債等の金利環境は、国によって様々であるといえます。マザーファンドでは、相対的に金利低下が期待できる国への投資配分をベンチマーク比で多くすることによって、金利低下時の値上がり益を、より享受することを目指します。

（2）投資対象

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りします。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)から9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ⑤ 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）投資制限

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

- ① 株式への投資は行いません。

- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- ③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3 【投資リスク】

「しんきん海外ソブリン債セレクション」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（1）基準価額の変動要因

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入る有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（2）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（3）リスクの管理体制

運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

※投資リスクに対する管理体制等は2012年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

- ① 各ファンドの申込手数料は、買付け金額[※]に応じて、買付け価額に1.575%（税抜1.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額とします。

※買付け金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×お申込口数」をいいます。

申込手数料は、販売会社にご確認ください。なお、委託会社においてもご照会いただけます。

- ② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話・PHSからは 03-5524-8181
（土日、休日を除く9:00～17:00）
＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.1%を信託財産留保額※としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。

項目		費用
運用管理費用 (信託報酬)		純資産総額に対して 年率0.9975%（税抜0.95%）
	(委託会社)	純資産総額に対して 年率0.42%（税抜0.40%）
	(販売会社)	純資産総額に対して 年率0.525%（税抜0.50%）
	(受託会社)	純資産総額に対して 年率0.0525%（税抜0.05%）

運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。
- ④ 投資信託財産にかかる監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.00525%（税抜年率0.005%）以内の率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

- ① 個別元本について
 - 1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ② 収益分配金について
 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

③ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

※所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）、平成26年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
-----------------------------	--

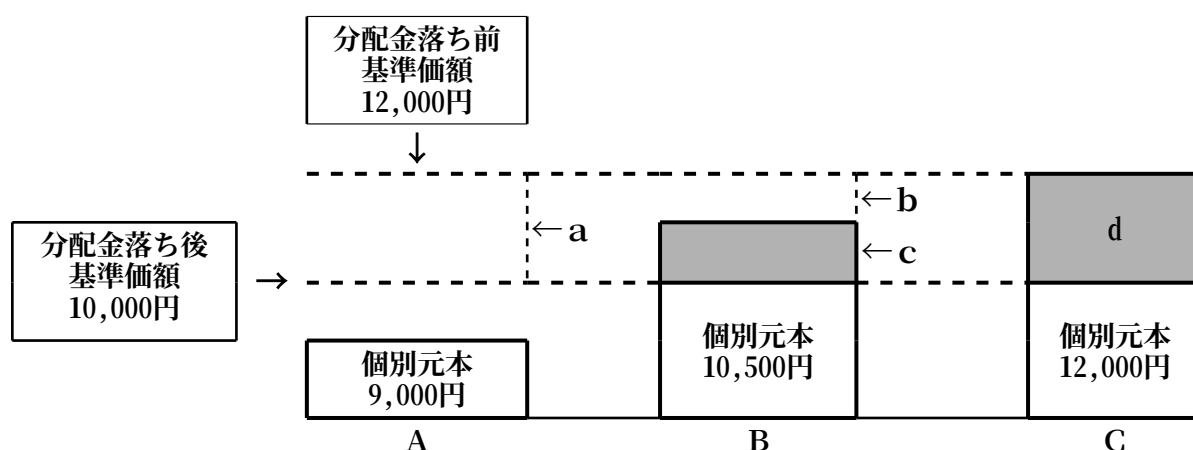
◇課税上は株式投資信託として取扱われますが、益金不算入制度及び配当控除の適用はありません。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本および収益分配金の区分の具体例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

種類別及び地域別の投資状況（平成24年6月29日現在）

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	日 本	830,188,001	99.47
小 計		830,188,001	99.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,392,997	0.53
合 計（純資産総額）		834,580,998	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
しんきん米国ソブリン債マザーファンド	日 本	1,194,086,104	99.56
小 計		1,194,086,104	99.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		5,256,137	0.44
合 計（純資産総額）		1,199,342,241	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
しんきん米国ソブリン債マザーファンド	日 本	794,565,602	50.17
しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	日 本	781,355,747	49.34
小 計		1,575,921,349	99.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		7,841,930	0.49
合 計（純資産総額）		1,583,763,279	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

（参考）前記の「しんきん海外ソブリン債セレクション」の各ポートフォリオが投資対象とする各マザーファンドの投資状況は、以下のとおりです。（平成24年6月29日現在）

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ドイツ	6,397,949,632	66.07
国債証券	フランス	2,796,821,853	28.88
特殊債券	国際機関	257,020,220	2.65
小計		9,451,791,705	97.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		232,003,358	2.40
合計（純資産総額）		9,683,795,063	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	9,339,614,048	92.59
特殊債券	国際機関	569,326,835	5.64
小計		9,908,940,883	98.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		178,599,157	1.77
合計（純資産総額）		10,087,540,040	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(2)【投資資産】

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成24年6月29日現在

国／地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきん欧州ソ ブリン債マザー ファンド	802,889,750	1.0733	861,741,569	1.0340	830,188,001	99.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年6月29日現在

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.47
合 計	99.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

① 投資有価証券の主要銘柄

平成24年6月29日現在

国／地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信 託受益証 券	しんきん米国ソ ブリン債マザー ファンド	1,130,656,287	1.0533	1,190,920,268	1.0561	1,194,086,104	99.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年6月29日現在

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.56
合 計	99.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

① 投資有価証券の主要銘柄

平成24年6月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきん米国ソ ブリン債マザー ファンド	752,358,302	1.0534	792,534,236	1.0561	794,565,602	50.17
日本	親投資信託 受益証券	しんきん欧州ソ ブリン債マザー ファンド	755,663,199	1.0733	811,053,312	1.0340	781,355,747	49.34

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年6月29日現在

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.51
合 計	99.51

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）「しんきん海外ソブリン債セレクション」の各ポートフォリオが投資する「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の投資資産は、以下のとおりです。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」

① 投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（外国債券上位30銘柄）

平成24年6月29日現在

国名 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ドイツ	国債証券	DBR	9,000,000	9,984.58	898,612,992	10,364.73	932,826,402	2.000	2022/1/4	9.63
ドイツ	国債証券	DBR	6,000,000	11,431.62	685,897,410	11,637.99	698,279,406	3.750	2019/1/4	7.21
ドイツ	国債証券	OBL	6,000,000	10,325.24	619,514,508	10,362.26	621,736,158	1.750	2015/10/9	6.42
ドイツ	国債証券	OBL	5,500,000	10,451.13	574,812,441	10,411.14	572,613,008	2.500	2014/10/10	5.91
ドイツ	国債証券	OBL	5,000,000	10,065.06	503,253,095	10,210.20	510,510,485	1.250	2016/10/14	5.27
ドイツ	国債証券	OBL	4,000,000	10,735.01	429,400,512	10,759.69	430,387,912	2.750	2016/4/8	4.44
ドイツ	国債証券	DBR	2,500,000	14,163.26	354,081,640	14,558.22	363,955,640	6.250	2024/1/4	3.75
ドイツ	国債証券	DBR	3,000,000	10,521.73	315,652,032	10,860.41	325,812,378	2.500	2021/1/4	3.36
ドイツ	国債証券	DBR	2,500,000	10,946.31	273,657,910	11,241.54	281,038,725	3.000	2020/7/4	2.90
ドイツ	国債証券	DBR	1,900,000	13,389.24	254,395,612	14,191.90	269,646,103	4.750	2034/7/4	2.78
ドイツ	国債証券	DBR	2,000,000	11,143.79	222,875,928	11,392.62	227,852,424	3.250	2020/1/4	2.35
ドイツ	国債証券	DBR	1,600,000	12,855.94	205,695,168	13,366.43	213,862,940	4.750	2028/7/4	2.20
ドイツ	国債証券	DBR	1,500,000	11,319.55	169,793,304	11,525.92	172,888,803	3.500	2019/7/4	1.78
ドイツ	国債証券	DBR	1,300,000	10,849.55	141,044,165	10,769.07	139,998,015	3.750	2015/1/4	1.44
ドイツ	国債証券	DBR	1,000,000	11,303.16	113,031,627	12,089.72	120,897,256	3.250	2042/7/4	1.24
ドイツ	国債証券	OBL	1,000,000	10,513.34	105,133,415	10,487.17	104,871,754	2.500	2015/2/27	1.08
フランス	国債証券	FRTR	3,000,000	12,923.09	387,692,736	13,172.90	395,187,102	5.750	2032/10/25	4.08
フランス	国債証券	BTNS	3,500,000	10,128.74	354,506,222	10,224.03	357,841,165	2.000	2015/7/12	3.69
フランス	国債証券	FRTR	2,500,000	9,663.68	241,592,095	9,968.79	249,219,760	2.500	2020/10/25	2.57
フランス	国債証券	FRTR	2,100,000	10,797.21	226,741,599	10,901.88	228,939,551	3.750	2017/4/25	2.36
フランス	国債証券	FRTR	2,000,000	11,346.21	226,924,268	11,397.55	227,951,164	5.000	2016/10/25	2.35
フランス	国債証券	FRTR	2,000,000	10,682.68	213,653,612	10,907.80	218,156,156	3.750	2019/10/25	2.25
フランス	国債証券	FRTR	2,000,000	10,429.90	208,598,124	10,618.49	212,369,992	4.000	2038/10/25	2.19
フランス	国債証券	BTNS	2,000,000	10,385.47	207,709,464	10,372.14	207,442,866	3.000	2014/7/12	2.14
フランス	国債証券	FRTR	1,500,000	10,186.01	152,790,276	10,471.37	157,070,655	3.250	2021/10/25	1.62
フランス	国債証券	FRTR	1,300,000	10,663.92	138,630,960	10,646.14	138,399,908	4.000	2014/10/25	1.42

フランス	国債証券	BTNS	1,300,000	10,240.32	133,124,230	10,396.33	135,152,349	2.500	2016/7/25	1.39
フランス	国債証券	FRTR	1,000,000	11,037.15	110,371,572	11,226.73	112,267,380	4.250	2019/4/25	1.15
フランス	国債証券	FRTR	1,000,000	10,462.49	104,624,904	10,718.22	107,182,270	3.500	2020/4/25	1.10
国際機関	特殊債券	EIB	2,500,000	10,326.22	258,155,730	10,280.80	257,020,220	3.625	2013/10/15	2.65

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年6月29日現在

種 類	投資比率（%）
国債証券	94.95
特殊債券	2.65
合 計	97.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」

① 投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（外国債券上位30銘柄）

平成24年6月29日現在

国名 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	T-NOTE	4,500,000	9,115.69	410,206,190	8,994.86	404,769,119	4.500	2015/11/15	4.01
アメリカ	国債証券	T-BOND	2,600,000	11,803.55	306,892,523	12,372.36	321,681,360	6.500	2026/11/15	3.18
アメリカ	国債証券	T-NOTE	3,000,000	8,484.93	254,547,923	8,764.37	262,931,239	2.625	2020/11/15	2.60
アメリカ	国債証券	T-NOTE	3,000,000	8,525.82	255,774,750	8,403.76	252,112,859	4.000	2014/2/15	2.49
アメリカ	国債証券	T-NOTE	3,000,000	8,451.47	253,544,156	8,377.73	251,332,151	2.625	2014/12/31	2.49
アメリカ	国債証券	T-NOTE	3,000,000	7,916.12	237,483,881	7,917.98	237,539,647	0.125	2013/8/31	2.35
アメリカ	国債証券	T-BOND	1,900,000	12,273.22	233,191,227	12,443.61	236,428,687	8.125	2021/5/15	2.34
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,500,000	9,410.62	235,265,679	9,373.45	234,336,265	4.500	2017/5/15	2.32
アメリカ	国債証券	T-BOND	2,000,000	10,694.16	213,883,208	11,338.85	226,777,031	5.250	2029/2/15	2.24
アメリカ	国債証券	T-BOND	2,200,000	10,456.52	230,043,611	10,277.46	226,104,135	7.500	2016/11/15	2.24
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,500,000	8,585.30	214,632,687	8,543.79	213,594,842	2.625	2016/2/29	2.11

アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,500,000	8,385.79	209,644,831	8,308.34	207,708,553	2.625	2014/7/31	2.05
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,400,000	8,466.96	203,207,091	8,397.56	201,541,581	2.500	2015/4/30	1.99
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,300,000	8,410.57	193,443,285	8,286.65	190,593,082	4.250	2013/8/15	1.88
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	9,146.67	182,933,471	9,375.30	187,506,189	3.625	2020/2/15	1.85
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	9,134.28	182,685,628	9,344.32	186,886,580	3.625	2019/8/15	1.85
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,851.73	177,034,790	9,054.97	181,099,428	3.125	2019/5/15	1.79
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,866.61	177,332,203	8,846.78	176,935,653	3.250	2016/12/31	1.75
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,830.67	176,613,456	8,787.30	175,746,003	3.250	2016/7/31	1.74
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,809.60	176,192,121	8,763.13	175,262,708	3.250	2016/5/31	1.73
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,637.35	172,747,093	8,714.18	174,283,725	2.625	2018/1/31	1.72
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,669.57	173,391,487	8,663.99	173,279,958	2.750	2016/11/30	1.71
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,370.30	167,406,061	8,302.14	166,042,921	2.375	2014/10/31	1.64
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,360.38	167,207,786	8,294.71	165,894,214	2.375	2014/9/30	1.64
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,347.99	166,959,942	8,279.84	165,596,802	2.375	2014/8/31	1.64
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,326.31	166,526,215	8,267.44	165,348,958	2.125	2014/11/30	1.63
アメリカ	国債証券	T-NOTE	2,000,000	8,151.58	163,031,618	8,129.89	162,597,892	1.250	2015/9/30	1.61
アメリカ	国債証券	T-NOTE	1,600,000	9,242.09	147,873,495	9,307.77	148,924,352	3.875	2018/5/15	1.47
国際機関	特殊債券	IBRD	5,000,000	7,948.44	397,422,410	7,948.44	397,422,410	0.500	2013/11/26	3.93
国際機関	特殊債券	IADB	2,000,000	8,724.49	174,489,931	8,595.22	171,904,425	4.500	2014/9/15	1.70

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年6月29日現在

種 類	投資比率 (%)
国債証券	92.59
特殊債券	5.64
合 計	98.23

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年6月末日、同日前1年以内における各月末および決算期末の純資産額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第 1特定期間	第 1期末（平成15年 8月15日）	22,548,956	22,548,956	9,716	9,716
	第 2期末（平成15年11月17日）	5,713,457	5,768,603	9,324	9,414
第 2特定期間	第 3期末（平成16年 2月16日）	46,999,026	47,284,128	9,891	9,951
	第 4期末（平成16年 5月17日）	153,656,618	154,508,053	9,926	9,981
第 3特定期間	第 5期末（平成16年 8月16日）	347,751,332	349,968,058	10,197	10,262
	第 6期末（平成16年11月15日）	617,632,922	621,223,042	10,322	10,382
第 4特定期間	第 7期末（平成17年 2月15日）	759,156,095	763,131,586	10,503	10,558
	第 8期末（平成17年 5月16日）	1,210,280,949	1,216,599,985	10,534	10,589
第 5特定期間	第 9期末（平成17年 8月15日）	1,818,639,793	1,827,212,499	10,607	10,657
	第10期末（平成17年11月15日）	2,210,279,107	2,220,635,894	10,671	10,721
第 6特定期間	第11期末（平成18年 2月15日）	2,274,749,830	2,287,418,421	10,773	10,833
	第12期末（平成18年 5月15日）	2,292,605,922	2,307,828,199	10,543	10,613
第 7特定期間	第13期末（平成18年 8月15日）	2,311,881,882	2,328,674,986	11,013	11,093
	第14期末（平成18年11月15日）	2,152,284,840	2,167,423,871	11,373	11,453
第 8特定期間	第15期末（平成19年 2月15日）	2,270,112,930	2,287,653,925	11,648	11,738
	第16期末（平成19年 5月15日）	2,542,254,430	2,562,578,904	11,883	11,978
第 9特定期間	第17期末（平成19年 8月15日）	2,498,714,770	2,523,805,173	11,453	11,568
	第18期末（平成19年11月15日）	2,518,688,242	2,540,924,843	11,893	11,998
第10特定期間	第19期末（平成20年 2月15日）	2,502,901,862	2,524,390,178	11,648	11,748
	第20期末（平成20年 5月15日）	2,341,832,727	2,360,765,884	11,751	11,846
第11特定期間	第21期末（平成20年 8月15日）	2,294,465,358	2,319,115,486	11,635	11,760
	第22期末（平成20年11月17日）	1,683,883,258	1,702,739,950	8,930	9,030
第12特定期間	第23期末（平成21年 2月16日）	1,613,639,322	1,624,556,690	8,868	8,928
	第24期末（平成21年 5月15日）	1,769,880,483	1,779,743,700	9,869	9,924
第13特定期間	第25期末（平成21年 8月17日）	1,782,959,796	1,794,318,632	10,203	10,268
	第26期末（平成21年11月16日）	1,710,139,085	1,720,171,639	10,228	10,288
第14特定期間	第27期末（平成22年 2月15日）	1,546,818,591	1,555,808,540	9,463	9,518
	第28期末（平成22年 5月17日）	1,426,293,759	1,434,292,954	8,915	8,965
第15特定期間	第29期末（平成22年 8月16日）	1,546,310,280	1,554,313,486	8,695	8,740
	第30期末（平成22年11月15日）	1,354,742,423	1,360,846,129	8,878	8,918
第16特定期間	第31期末（平成23年 2月15日）	1,238,905,818	1,246,969,824	8,450	8,505
	第32期末（平成23年 5月16日）	1,204,751,194	1,213,849,996	8,606	8,671
第17特定期間	第33期末（平成23年 8月15日）	1,133,765,760	1,142,461,581	8,475	8,540
	第34期末（平成23年11月15日）	1,171,282,970	1,178,747,323	7,846	7,896
第18特定期間	第35期末（平成24年 2月15日）	1,101,955,887	1,105,487,459	7,801	7,826
	第36期末（平成24年 5月15日）	885,845,907	889,753,064	7,935	7,970
平成23年 6月末日		1,207,669,150	—	8,828	—
平成23年 7月末日		1,129,898,100	—	8,416	—
平成23年 8月末日		1,146,535,050	—	8,565	—
平成23年 9月末日		1,177,504,855	—	8,067	—
平成23年10月末日		1,269,696,082	—	8,338	—
平成23年11月末日		1,115,936,312	—	7,633	—
平成23年12月末日		1,102,020,344	—	7,640	—
平成24年 1月末日		1,085,282,968	—	7,644	—

平成24年 2月末日	1,055,162,689	—	8,263	—
平成24年 3月末日	947,428,076	—	8,347	—
平成24年 4月末日	923,113,318	—	8,220	—
平成24年 5月末日	840,636,456	—	7,651	—
平成24年 6月末日	834,580,998	—	7,637	—

(注) 基準価額は受益権 1 口当たりの純資産額を 1 万口単位で表示したものです。

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第 1 特定期間	第 1 期末（平成15年 8月15日）	23,391,168	23,391,168	9,525	9,525
	第 2 期末（平成15年11月17日）	26,736,795	26,961,759	8,914	8,989
第 2 特定期間	第 3 期末（平成16年 2月16日）	118,142,280	118,748,589	8,768	8,813
	第 4 期末（平成16年 5月17日）	208,258,585	209,286,756	9,115	9,160
第 3 特定期間	第 5 期末（平成16年 8月16日）	303,719,292	305,720,777	9,105	9,165
	第 6 期末（平成16年11月15日）	374,717,867	377,091,304	8,683	8,738
第 4 特定期間	第 7 期末（平成17年 2月15日）	900,142,286	906,328,781	8,730	8,790
	第 8 期末（平成17年 5月16日）	1,393,146,531	1,403,370,574	8,857	8,922
第 5 特定期間	第 9 期末（平成17年 8月15日）	1,591,049,118	1,603,460,899	8,973	9,043
	第10期末（平成17年11月15日）	1,817,953,255	1,833,274,153	9,493	9,573
第 6 特定期間	第11期末（平成18年 2月15日）	1,844,543,998	1,862,220,489	9,392	9,482
	第12期末（平成18年 5月15日）	1,721,008,062	1,739,101,930	8,560	8,650
第 7 特定期間	第13期末（平成18年 8月15日）	1,964,383,948	1,985,904,577	9,128	9,228
	第14期末（平成18年11月15日）	2,020,335,224	2,041,863,155	9,385	9,485
第 8 特定期間	第15期末（平成19年 2月15日）	2,140,452,693	2,163,010,088	9,489	9,589
	第16期末（平成19年 5月15日）	2,303,382,646	2,326,364,487	9,521	9,616
第 9 特定期間	第17期末（平成19年 8月15日）	2,174,283,142	2,200,149,788	9,246	9,356
	第18期末（平成19年11月15日）	2,143,057,469	2,164,438,733	9,021	9,111
第10特定期間	第19期末（平成20年 2月15日）	2,137,681,347	2,153,073,515	9,027	9,092
	第20期末（平成20年 5月15日）	1,900,835,651	1,911,752,821	8,706	8,756
第11特定期間	第21期末（平成20年 8月15日）	1,763,700,512	1,777,239,223	9,119	9,189
	第22期末（平成20年11月17日）	1,537,971,519	1,548,314,762	8,178	8,233
第12特定期間	第23期末（平成21年 2月16日）	1,499,521,929	1,505,144,809	8,000	8,030
	第24期末（平成21年 5月15日）	1,531,899,947	1,537,394,325	8,364	8,394
第13特定期間	第25期末（平成21年 8月17日）	1,461,597,048	1,468,813,230	8,102	8,142
	第26期末（平成21年11月16日）	1,363,316,599	1,369,472,099	7,752	7,787
第14特定期間	第27期末（平成22年 2月15日）	1,347,998,864	1,353,200,004	7,775	7,805
	第28期末（平成22年 5月17日）	1,369,357,051	1,374,453,428	8,061	8,091
第15特定期間	第29期末（平成22年 8月16日）	1,399,890,554	1,404,396,182	7,767	7,792
	第30期末（平成22年11月15日）	1,305,109,408	1,309,490,338	7,448	7,473
第16特定期間	第31期末（平成23年 2月15日）	1,231,364,549	1,235,608,175	7,254	7,279
	第32期末（平成23年 5月16日）	1,443,200,280	1,448,203,972	7,211	7,236
第17特定期間	第33期末（平成23年 8月15日）	1,252,181,586	1,256,547,118	7,171	7,196
	第34期末（平成23年11月15日）	1,218,451,578	1,223,469,787	7,284	7,314
第18特定期間	第35期末（平成24年 2月15日）	1,195,765,119	1,198,982,169	7,434	7,454
	第36期末（平成24年 5月15日）	1,208,463,030	1,214,036,756	7,588	7,623
平成23年 6月末日		1,429,481,130	—	7,233	—
平成23年 7月末日		1,377,235,694	—	7,040	—
平成23年 8月末日		1,244,119,619	—	7,184	—
平成23年 9月末日		1,246,304,579	—	7,265	—
平成23年10月末日		1,228,552,365	—	7,270	—
平成23年11月末日		1,229,650,055	—	7,396	—

平成23年12月末日	1,211,558,593	—	7,387	—
平成24年 1月末日	1,178,996,545	—	7,283	—
平成24年 2月末日	1,222,954,141	—	7,635	—
平成24年 3月末日	1,226,910,685	—	7,697	—
平成24年 4月末日	1,222,230,463	—	7,677	—
平成24年 5月末日	1,200,484,216	—	7,553	—
平成24年 6月末日	1,199,342,241	—	7,598	—

(注)基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第 1特定期間	第 1期末（平成15年 8月15日）	589,690,150	589,690,150	9,488	9,488
	第 2期末（平成15年11月17日）	580,779,620	586,300,062	8,942	9,027
第 2特定期間	第 3期末（平成16年 2月16日）	686,110,855	690,244,318	9,129	9,184
	第 4期末（平成16年 5月17日）	809,719,226	814,068,436	9,309	9,359
第 3特定期間	第 5期末（平成16年 8月16日）	952,762,021	958,826,578	9,426	9,486
	第 6期末（平成16年11月15日）	1,067,291,360	1,073,621,365	9,273	9,328
第 4特定期間	第 7期末（平成17年 2月15日）	1,330,734,406	1,339,251,884	9,374	9,434
	第 8期末（平成17年 5月16日）	1,570,036,814	1,579,997,149	9,458	9,518
第 5特定期間	第 9期末（平成17年 8月15日）	2,134,483,867	2,147,889,447	9,553	9,613
	第10期末（平成17年11月15日）	2,245,449,522	2,260,253,236	9,859	9,924
第 6特定期間	第11期末（平成18年 2月15日）	2,594,632,567	2,614,379,750	9,854	9,929
	第12期末（平成18年 5月15日）	2,686,020,196	2,709,099,161	9,311	9,391
第 7特定期間	第13期末（平成18年 8月15日）	3,079,818,554	3,108,023,823	9,827	9,917
	第14期末（平成18年11月15日）	3,304,562,321	3,333,936,284	10,125	10,215
第 8特定期間	第15期末（平成19年 2月15日）	3,407,804,302	3,439,227,865	10,303	10,398
	第16期末（平成19年 5月15日）	3,579,903,912	3,612,534,033	10,423	10,518
第 9特定期間	第17期末（平成19年 8月15日）	3,618,527,005	3,657,995,247	10,085	10,195
	第18期末（平成19年11月15日）	3,660,446,872	3,694,693,264	10,154	10,249
第10特定期間	第19期末（平成20年 2月15日）	3,696,365,584	3,725,781,176	10,053	10,133
	第20期末（平成20年 5月15日）	3,625,091,779	3,650,684,718	9,915	9,985
第11特定期間	第21期末（平成20年 8月15日）	3,665,565,683	3,700,055,837	10,096	10,191
	第22期末（平成20年11月17日）	2,975,342,295	3,005,518,001	8,381	8,466
第12特定期間	第23期末（平成21年 2月16日）	2,917,285,025	2,931,408,302	8,262	8,302
	第24期末（平成21年 5月15日）	3,102,155,301	3,116,068,998	8,918	8,958
第13特定期間	第25期末（平成21年 8月17日）	3,031,186,116	3,048,148,536	8,935	8,985
	第26期末（平成21年11月16日）	2,947,926,456	2,963,077,227	8,756	8,801
第14特定期間	第27期末（平成22年 2月15日）	2,787,515,139	2,800,730,561	8,437	8,477
	第28期末（平成22年 5月17日）	2,435,305,171	2,446,976,133	8,347	8,387
第15特定期間	第29期末（平成22年 8月16日）	2,318,765,411	2,328,798,187	8,089	8,124
	第30期末（平成22年11月15日）	2,241,583,656	2,251,387,513	8,003	8,038
第16特定期間	第31期末（平成23年 2月15日）	2,055,337,183	2,066,006,954	7,705	7,745
	第32期末（平成23年 5月16日）	2,015,521,414	2,027,221,192	7,752	7,797
第17特定期間	第33期末（平成23年 8月15日）	1,899,523,112	1,910,667,710	7,670	7,715
	第34期末（平成23年11月15日）	1,757,222,358	1,766,667,132	7,442	7,482
第18特定期間	第35期末（平成24年 2月15日）	1,654,175,725	1,659,691,855	7,497	7,522
	第36期末（平成24年 5月15日）	1,642,513,474	1,650,038,887	7,639	7,674
平成23年 6月末日		1,992,413,007	—	7,864	—
平成23年 7月末日		1,901,385,447	—	7,575	—
平成23年 8月末日		1,909,974,079	—	7,718	—
平成23年 9月末日		1,833,219,778	—	7,536	—

平成23年10月末日	1,819,753,173	—	7,664	—
平成23年11月末日	1,735,455,689	—	7,399	—
平成23年12月末日	1,696,902,235	—	7,398	—
平成24年 1月末日	1,653,528,142	—	7,348	—
平成24年 2月末日	1,712,515,003	—	7,820	—
平成24年 3月末日	1,717,941,703	—	7,891	—
平成24年 4月末日	1,685,944,684	—	7,821	—
平成24年 5月末日	1,600,859,538	—	7,484	—
平成24年 6月末日	1,583,763,279	—	7,500	—

(注)基準価額は受益権 1 口当たりの純資産額を 1 万口単位で表示したものです。

②【分配の推移】

計算期間	しんきん海外ソブリン債セレクション		
	欧州ソブリン債 ポートフォリオ	米国ソブリン債 ポートフォリオ	欧米ソブリン債 ポートフォリオ
第 1 特定期間 自：平成15年 7月 1日 至：平成15年11月17日	90円	75円	85円
第 2 特定期間 自：平成15年11月18日 至：平成16年 5月17日	115円	90円	105円
第 3 特定期間 自：平成16年 5月18日 至：平成16年11月15日	125円	115円	115円
第 4 特定期間 自：平成16年11月16日 至：平成17年 5月16日	110円	125円	120円
第 5 特定期間 自：平成17年 5月17日 至：平成17年11月15日	100円	150円	125円
第 6 特定期間 自：平成17年11月16日 至：平成18年 5月15日	130円	180円	155円
第 7 特定期間 自：平成18年 5月16日 至：平成18年11月15日	160円	200円	180円
第 8 特定期間 自：平成18年11月16日 至：平成19年 5月15日	185円	195円	190円
第 9 特定期間 自：平成19年 5月16日 至：平成19年11月15日	220円	200円	205円
第10特定期間 自：平成19年11月16日 至：平成20年 5月15日	195円	115円	150円
第11特定期間 自：平成20年 5月16日 至：平成20年11月17日	225円	125円	180円
第12特定期間 自：平成20年11月18日 至：平成21年 5月15日	115円	60円	80円
第13特定期間 自：平成21年 5月16日 至：平成21年11月16日	125円	75円	95円
第14特定期間 自：平成21年11月17日 至：平成22年 5月17日	105円	60円	80円
第15特定期間 自：平成22年 5月18日 至：平成22年11月15日	85円	50円	70円
第16特定期間 自：平成22年11月16日 至：平成23年 5月16日	120円	50円	85円
第17特定期間 自：平成23年 5月17日 至：平成23年11月15日	115円	55円	85円
第18特定期間 自：平成23年11月16日 至：平成24年 5月15日	60円	55円	60円

(注)収益分配金は特定期間中の累計額を記載しております。

③【収益率の推移】

計算期間	しんきん海外ソブリン債セレクション		
	欧州ソブリン債 ポートフォリオ	米国ソブリン債 ポートフォリオ	欧米ソブリン債 ポートフォリオ
第 1特定期間 自：平成15年 7月 1日 至：平成15年11月17日	△5.9%	△10.1%	△9.7%
第 2特定期間 自：平成15年11月18日 至：平成16年 5月17日	7.7%	3.3%	5.3%
第 3特定期間 自：平成16年 5月18日 至：平成16年11月15日	5.2%	△3.5%	0.8%
第 4特定期間 自：平成16年11月16日 至：平成17年 5月16日	3.1%	3.4%	3.3%
第 5特定期間 自：平成17年 5月17日 至：平成17年11月15日	2.2%	8.9%	5.6%
第 6特定期間 自：平成17年11月16日 至：平成18年 5月15日	0.0%	△7.9%	△4.0%
第 7特定期間 自：平成18年 5月16日 至：平成18年11月15日	9.4%	12.0%	10.7%
第 8特定期間 自：平成18年11月16日 至：平成19年 5月15日	6.1%	3.5%	4.8%
第 9特定期間 自：平成19年 5月16日 至：平成19年11月15日	1.9%	△3.2%	△0.6%
第10特定期間 自：平成19年11月16日 至：平成20年 5月15日	0.4%	△2.2%	△0.9%
第11特定期間 自：平成20年 5月16日 至：平成20年11月17日	△22.1%	△4.6%	△13.7%
第12特定期間 自：平成20年11月18日 至：平成21年 5月15日	11.8%	3.0%	7.4%
第13特定期間 自：平成21年 5月16日 至：平成21年11月16日	4.9%	△6.4%	△0.8%
第14特定期間 自：平成21年11月17日 至：平成22年 5月17日	△11.8%	4.8%	△3.8%
第15特定期間 自：平成22年 5月18日 至：平成22年11月15日	0.5%	△7.0%	△3.3%
第16特定期間 自：平成22年11月16日 至：平成23年 5月16日	△1.7%	△2.5%	△2.1%
第17特定期間 自：平成23年 5月17日 至：平成23年11月15日	△7.49%	1.78%	△2.90%

第18特定期間 自：平成23年11月16日 至：平成24年 5月15日	1.90%	4.93%	3.45%
---	-------	-------	-------

(注1)収益率は、各特定期間ごとに特定期間末の基準価額（分配落）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額（分配落）で除したものをパーセント表示しています。

(注2)収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

(4)【設定及び解約の実績】

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間 自：平成15年 7月 1日 至：平成15年11月17日	36,822,426	30,695,021
第2特定期間 自：平成15年11月18日 至：平成16年 5月17日	154,710,580	6,031,482
第3特定期間 自：平成16年 5月18日 至：平成16年11月15日	490,375,131	46,828,189
第4特定期間 自：平成16年11月16日 至：平成17年 5月16日	668,453,806	117,891,513
第5特定期間 自：平成17年 5月17日 至：平成17年11月15日	1,102,109,678	179,667,856
第6特定期間 自：平成17年11月16日 至：平成18年 5月15日	440,927,372	337,673,866
第7特定期間 自：平成18年 5月16日 至：平成18年11月15日	273,410,961	555,643,146
第8特定期間 自：平成18年11月16日 至：平成19年 5月15日	552,104,130	305,064,630
第9特定期間 自：平成19年 5月16日 至：平成19年11月15日	243,296,855	264,943,638
第10特定期間 自：平成19年11月16日 至：平成20年 5月15日	187,073,450	311,881,135
第11特定期間 自：平成20年 5月16日 至：平成20年11月17日	74,899,121	182,193,758
第12特定期間 自：平成20年11月18日 至：平成21年 5月15日	60,167,182	152,524,154
第13特定期間 自：平成21年 5月16日 至：平成21年11月16日	30,401,254	151,621,093
第14特定期間 自：平成21年11月17日 至：平成22年 5月17日	28,549,477	100,802,907
第15特定期間 自：平成22年 5月18日 至：平成22年11月15日	224,439,309	298,351,797
第16特定期間 自：平成22年11月16日 至：平成23年 5月16日	17,216,510	143,327,248
第17特定期間 自：平成23年 5月17日 至：平成23年11月15日	268,023,616	174,968,649
第18特定期間 自：平成23年11月16日 至：平成24年 5月15日	13,714,251	390,254,326

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1特定期間 自：平成15年 7月 1日 至：平成15年11月17日	61,364,556	31,369,285
第 2特定期間 自：平成15年11月18日 至：平成16年 5月17日	223,883,608	25,396,230
第 3特定期間 自：平成16年 5月18日 至：平成16年11月15日	254,431,057	51,379,666
第 4特定期間 自：平成16年11月16日 至：平成17年 5月16日	1,213,080,869	71,685,096
第 5特定期間 自：平成17年 5月17日 至：平成17年11月15日	680,652,243	338,469,766
第 6特定期間 自：平成17年11月16日 至：平成18年 5月15日	315,746,243	220,428,745
第 7特定期間 自：平成18年 5月16日 至：平成18年11月15日	340,338,490	197,975,153
第 8特定期間 自：平成18年11月16日 至：平成19年 5月15日	496,724,610	230,376,542
第 9特定期間 自：平成19年 5月16日 至：平成19年11月15日	119,605,038	163,050,222
第10特定期間 自：平成19年11月16日 至：平成20年 5月15日	93,679,053	285,940,946
第11特定期間 自：平成20年 5月16日 至：平成20年11月17日	291,570,797	594,415,229
第12特定期間 自：平成20年11月18日 至：平成21年 5月15日	25,641,830	74,771,892
第13特定期間 自：平成21年 5月16日 至：平成21年11月16日	30,832,166	103,577,282
第14特定期間 自：平成21年11月17日 至：平成22年5月17日	35,069,090	94,990,966
第15特定期間 自：平成22年 5月18日 至：平成22年11月15日	147,773,838	94,194,167
第16特定期間 自：平成22年11月16日 至：平成23年 5月16日	350,353,337	101,248,622
第17特定期間 自：平成23年 5月17日 至：平成23年11月15日	15,201,894	343,942,549
第18特定期間 自：平成23年11月16日 至：平成24年 5月15日	20,181,064	100,424,144

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1特定期間 自：平成15年 7月 1日 至：平成15年11月17日	649,463,775	0
第 2特定期間 自：平成15年11月18日 至：平成16年 5月17日	239,295,218	18,916,856
第 3特定期間 自：平成16年 5月18日 至：平成16年11月15日	360,437,783	79,369,918
第 4特定期間 自：平成16年11月16日 至：平成17年 5月16日	583,564,529	74,418,670
第 5特定期間 自：平成17年 5月17日 至：平成17年11月15日	1,128,437,192	510,998,533
第 6特定期間 自：平成17年11月16日 至：平成18年 5月15日	847,383,913	240,007,775
第 7特定期間 自：平成18年 5月16日 至：平成18年11月15日	612,265,385	233,362,296
第 8特定期間 自：平成18年11月16日 至：平成19年 5月15日	560,222,515	389,246,671
第 9特定期間 自：平成19年 5月16日 至：平成19年11月15日	434,397,521	264,263,660
第10特定期間 自：平成19年11月16日 至：平成20年 5月15日	198,577,462	147,326,742
第11特定期間 自：平成20年 5月16日 至：平成20年11月17日	94,907,039	200,958,120
第12特定期間 自：平成20年11月18日 至：平成21年 5月15日	51,698,092	123,356,768
第13特定期間 自：平成21年 5月16日 至：平成21年11月16日	34,269,716	145,856,101
第14特定期間 自：平成21年11月17日 至：平成22年 5月17日	31,695,903	480,793,276
第15特定期間 自：平成22年 5月18日 至：平成22年11月15日	28,732,602	145,371,250
第16特定期間 自：平成22年11月16日 至：平成23年 5月16日	32,129,664	233,280,879
第17特定期間 自：平成23年 5月17日 至：平成23年11月15日	25,599,444	264,356,608
第18特定期間 自：平成23年11月16日 至：平成24年 5月15日	17,904,081	228,979,539

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

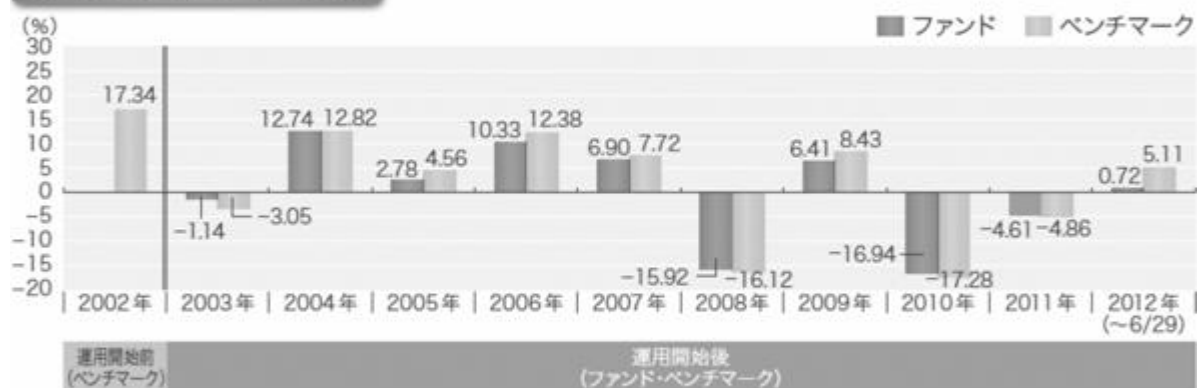
（参考情報）運用実績

年間収益率の推移（期間：2002年～2012年）

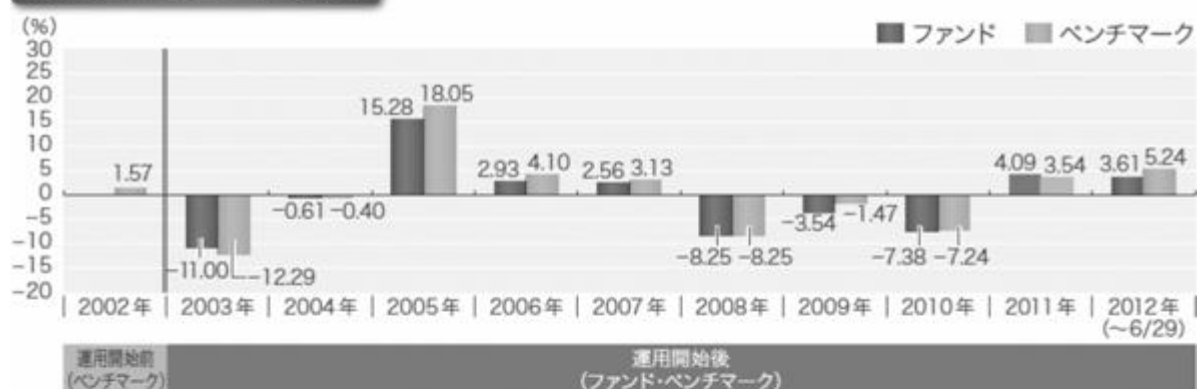
データは2012年6月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

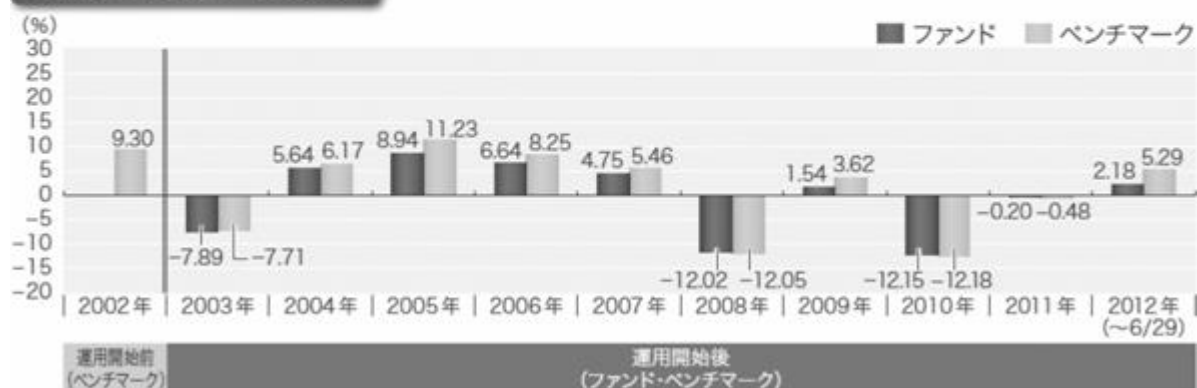
●欧州ソブリン債ポートフォリオ



●米国ソブリン債ポートフォリオ



●欧米ソブリン債ポートフォリオ



※2002年はベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの実績ではありません。(ベンチマークについては、7ページをご覧ください。)

※2003年は7月1日(設定日)から同年最終営業日までの当ファンド及びベンチマークの実績騰落率を表示しております。

※上記の騰落率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

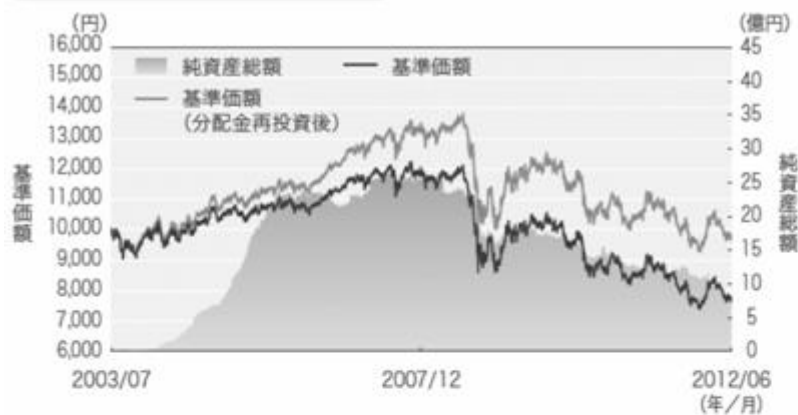
基準価額・純資産の推移

データは2012年6月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

● 欧州ソブリン債ポートフォリオ



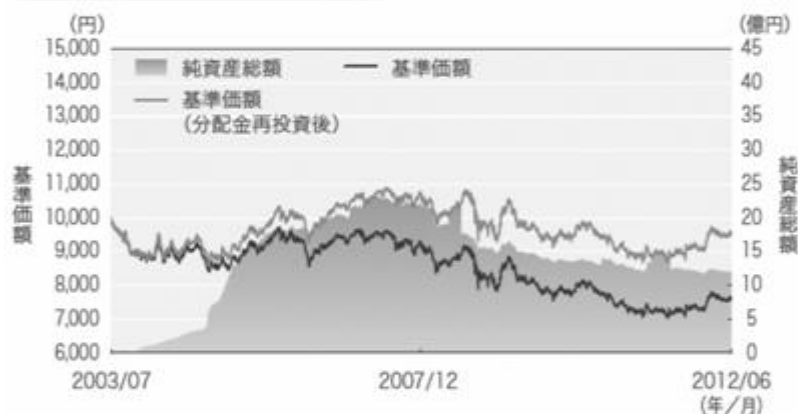
基準価額・純資産総額

基準価額	7,637円
純資産総額	835百万円

分配の推移(税引前)

決算期	分配金
2012年 5月15日	35円
2012年 2月15日	25円
2011年11月15日	50円
2011年 8月15日	65円
2011年 5月16日	65円
直近1年間累計	175円
設定来累計	2,380円

● 米国ソブリン債ポートフォリオ



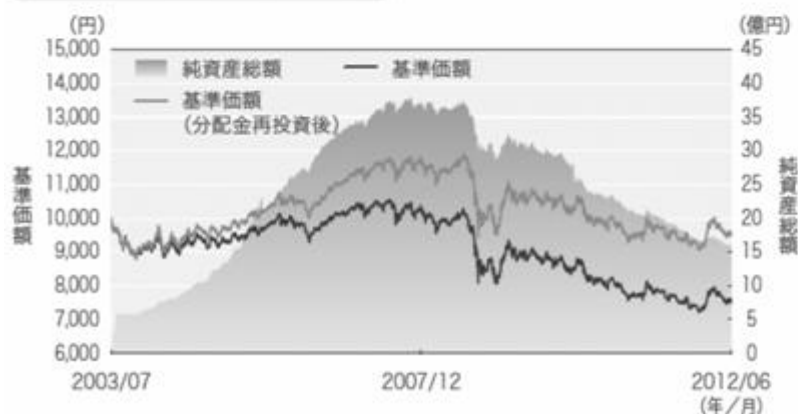
基準価額・純資産総額

基準価額	7,598円
純資産総額	1,199百万円

分配の推移(税引前)

決算期	分配金
2012年 5月15日	35円
2012年 2月15日	20円
2011年11月15日	30円
2011年 8月15日	25円
2011年 5月16日	25円
直近1年間累計	110円
設定来累計	1,975円

● 欧米ソブリン債ポートフォリオ



基準価額・純資産総額

基準価額	7,500円
純資産総額	1,584百万円

分配の推移(税引前)

決算期	分配金
2012年 5月15日	35円
2012年 2月15日	25円
2011年11月15日	40円
2011年 8月15日	45円
2011年 5月16日	45円
直近1年間累計	145円
設定来累計	2,165円

※基準価額及び分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント(株)投信のホームページで運用レポート(週報・月報)としてお知らせしております。

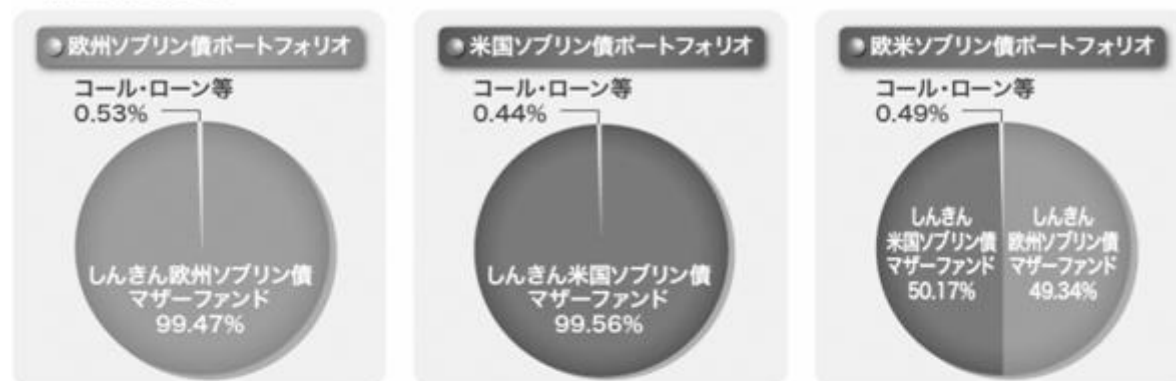
主要な資産の状況

データは2012年6月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

■ 資産別投資比率



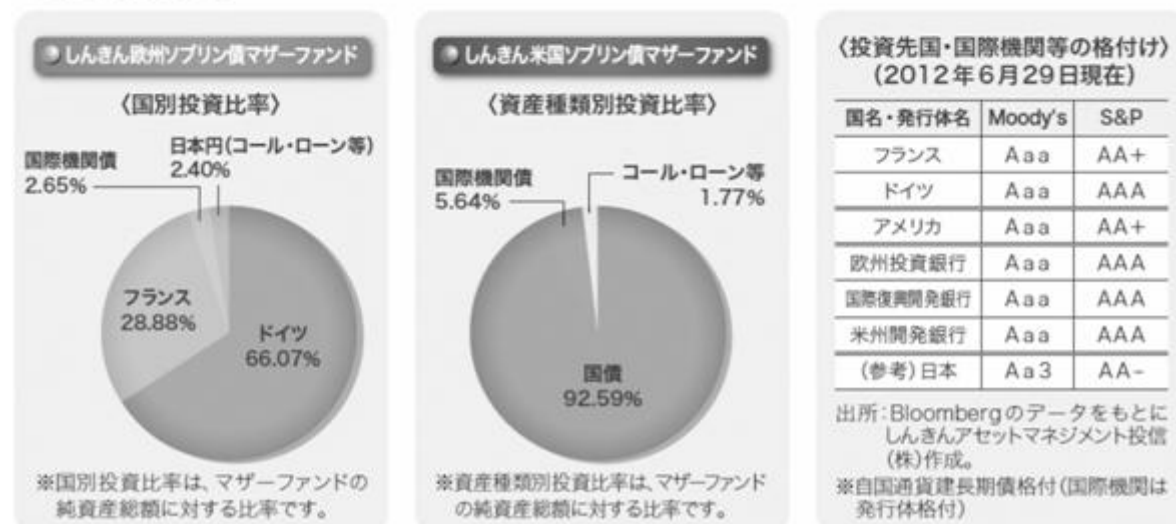
※投資比率は、各ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

〈各マザーファンドの組入上位10銘柄〉

しんきん欧州サブプライム債マザーファンド					しんきん米国サブプライム債マザーファンド				
	銘柄名	利率	満期日	投資比率		銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	ドイツ国債	2.000%	2022/01/04	9.63%	1	アメリカ国債	4.500%	2015/11/15	4.01%
2	ドイツ国債	3.750%	2019/01/04	7.21%	2	国際復興開発銀行	0.500%	2013/11/26	3.93%
3	ドイツ国債	1.750%	2015/10/09	6.42%	3	アメリカ国債	6.500%	2026/11/15	3.18%
4	ドイツ国債	2.500%	2014/10/10	5.91%	4	アメリカ国債	2.625%	2020/11/15	2.60%
5	ドイツ国債	1.250%	2016/10/14	5.27%	5	アメリカ国債	4.000%	2014/02/15	2.49%
6	ドイツ国債	2.750%	2016/04/08	4.44%	6	アメリカ国債	2.625%	2014/12/31	2.49%
7	フランス国債	5.750%	2032/10/25	4.08%	7	アメリカ国債	0.125%	2013/08/31	2.35%
8	ドイツ国債	6.250%	2024/01/04	3.75%	8	アメリカ国債	8.125%	2021/05/15	2.34%
9	フランス国債	2.000%	2015/07/12	3.69%	9	アメリカ国債	4.500%	2017/05/15	2.32%
10	ドイツ国債	2.500%	2021/01/04	3.36%	10	アメリカ国債	5.250%	2029/02/15	2.24%

※投資比率は各マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

※しんきん欧州サブプライム債マザーファンドの純資産総額は、9,684百万円、しんきん米国サブプライム債マザーファンドの純資産総額は、10,088百万円です。



※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポート(週報・月報)としてお知らせしております。

〈投資先国・国際機関等の格付け〉 (2012年6月29日現在)

国名・発行体名	Moody's	S&P
フランス	Aaa	AA+
ドイツ	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AA+
欧州投資銀行	Aaa	AAA
国際復興開発銀行	Aaa	AAA
米州開発銀行	Aaa	AAA
(参考) 日本	Aa3	AA-

出所: Bloombergのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信(株)作成。

※自国通貨建長期債格付(国際機関は発行体格付)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 当ファンドには、取扱い販売会社によって税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」があります。
- (3) 取得申込者が「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (4) 申込単位は、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位です。
- (5) 受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) 各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。また、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、お買付けのお申込みを受付けません。ただし、収益分配金の再投資にかかるお買付けのお申込みに限ってこれを受付けます。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。また、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、ご換金のお申込みを受付けません。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位をもって、「一般コース」の場合は1万口単位をもって換金（解約）の請求ができます。

- (4) 受益者が換金（解約）を請求するときは、取扱い販売会社に対し受益権をもって行うものとします。
- (5) 委託会社は、換金（解約）の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6) 換金（解約）価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.1%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (7) 換金（解約）時の課税に関しては、前記「ファンド情報」「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」の内容をご覧ください。
- (8) 一部解約金にかかる収益調整金（注）は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金（解約）の申込みの受け付けを中止することができます。換金（解約）の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金（解約）の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金（解約）の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金（解約）価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金（解約）の申込みを受け付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
- (10) 換金（解約）代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (11) 受託会社は、換金（解約）代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金(解約)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ・基準価額(受益権1口当りの純資産額を1万口単位で表示したもの)は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

② ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 欧州ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

2) 米国ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん米国ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の

基準価額で評価します。

3) 欧米ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん欧州ソブリン債マザーファンドおよびしんきん米国ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

4) しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

国債証券及び特殊債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

5) しんきん米国ソブリン債マザーファンド

国債証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(5)その他」の「①ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- ① 各ファンドの計算期間は、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日まで、11月16日から翌年2月15日までを原則とします。
- ② 上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款の第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「②投資信託約款の変更」の4)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。公告は、日本経済新聞に掲載します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前記①の規定にしたがい信託契約の解約を行う場合、または前記②の規定にしたがい投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1ヵ月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤ 運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき毎年5月、11月の計算期間の末

日および償還日を基準に運用報告書を作成し、投資信託財産にかかる知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金に対する請求権

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとしします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

- ① 受益者は、ファンドにかかる償還金を持分に应じて請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ④ 受益者が償還金について支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成23年11月16日から平成24年5月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,278,683	12,678,679
親投資信託受益証券	1,163,712,875	879,451,114
未収利息	25	17
流動資産合計	1,181,991,583	892,129,810
資産合計	1,181,991,583	892,129,810
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,464,353	3,907,157
未払解約金	205,601	—
未払受託者報酬	159,094	124,440
未払委託者報酬	2,863,684	2,239,893
その他未払費用	15,881	12,413
流動負債合計	10,708,613	6,283,903
負債合計	10,708,613	6,283,903
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 1,492,870,776	※1,※3 1,116,330,701
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △321,587,806	※2 △230,484,794
（分配準備積立金）	101,113,761	77,477,016
元本等合計	1,171,282,970	885,845,907
純資産合計	1,171,282,970	885,845,907
負債純資産合計	1,181,991,583	892,129,810

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
営業収益		
受取利息	1,750	1,651
有価証券売買等損益	△86,527,954	30,738,239
営業収益合計	△86,526,204	30,739,890
営業費用		
受託者報酬	313,760	270,124
委託者報酬	5,647,659	4,862,182
その他費用	31,313	26,952
営業費用合計	5,992,732	5,159,258
営業利益又は営業損失（△）	△92,518,936	25,580,632
経常利益又は経常損失（△）	△92,518,936	25,580,632
当期純利益又は当期純損失（△）	△92,518,936	25,580,632
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,726,559	9,711,096
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△195,064,615	△321,587,806
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,156,361	85,628,191
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,156,361	85,628,191
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,727,001	2,955,986
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,727,001	2,955,986
分配金	※1 16,160,174	※1 7,438,729
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△321,587,806	△230,484,794

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
※1 信託財産に係る 期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,399,815,809円 期中追加設定元本額 268,023,616円 期中一部解約元本額 174,968,649円	期首元本額 1,492,870,776円 期中追加設定元本額 13,714,251円 期中一部解約元本額 390,254,326円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は321,587,806円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は230,484,794円であります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	1,492,870,776口	1,116,330,701口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
※1分配金の計算過程 第33期 計算期末における経費控除後の配当等収益7,497,879円（1万口当たり56.05円）、収益調整金227,345,079円（1万口当たり1,699.37円）及び分配準備積立金109,169,847円（1万口当たり816.02円）を分配対象収益として、8,695,821円（1万口当たり65.00円）を分配金額としております。 第34期 計算期末における経費控除後の配当等収益7,741,709円（1万口当たり51.85円）、収益調整金273,665,278円（1万口当たり1,833.14円）及び分配準備積立金100,836,405円（1万口当たり675.45円）を分配対象収益として、7,464,353円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。	※1分配金の計算過程 第35期 計算期末における経費控除後の配当等収益4,844,437円（1万口当たり34.29円）、収益調整金259,506,181円（1万口当たり1,837.04円）及び分配準備積立金95,199,749円（1万口当たり673.92円）を分配対象収益として、3,531,572円（1万口当たり25.00円）を分配金額としております。 第36期 計算期末における経費控除後の配当等収益5,312,506円（1万口当たり47.58円）、収益調整金205,414,613円（1万口当たり1,840.08円）及び分配準備積立金76,071,667円（1万口当たり681.44円）を分配対象収益として、3,907,157円（1万口当たり35.00円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
----	--	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、外国債券など値動きのある有価証券に投資しますので、為替変動リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資管理委員会において、リスク管理に関する基本的な事項等を審議、決定します。運用部門から独立した運用リスク管理部門が運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析を行います。分析結果は、運用部門にフィードバックされ、合理的な投資成果の追求を図ります。また、コンプライアンス部門が法令遵守の観点から運用状況を監視します。	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	△77,270,003円	20,812,501円
合 計	△77,270,003円	20,812,501円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
1口当たり純資産額 0.7846円 (1万口当たり純資産額 7,846円)	1口当たり純資産額 0.7935円 (1万口当たり純資産額 7,935円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘柄	券面総額(口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	819,389,839	879,451,114	10,733円
合 計		819,389,839	879,451,114	

備考欄は、親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

【しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,371,706	16,057,713
親投資信託受益証券	1,211,217,560	1,200,995,229
未収入金	500,000	—
未収利息	21	21
流動資産合計	1,227,089,287	1,217,052,963
資産合計	1,227,089,287	1,217,052,963
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,018,209	5,573,726
未払解約金	487,991	—
未払受託者報酬	163,957	157,920
未払委託者報酬	2,951,187	2,842,525
その他未払費用	16,365	15,762
流動負債合計	8,637,709	8,589,933
負債合計	8,637,709	8,589,933
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 1,672,736,361	※1,※3 1,592,493,281
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △454,284,783	※2 △384,030,251
（分配準備積立金）	82,674,744	84,055,539
元本等合計	1,218,451,578	1,208,463,030
純資産合計	1,218,451,578	1,208,463,030
負債純資産合計	1,227,089,287	1,217,052,963

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
営業収益		
受取利息	1,719	1,703
有価証券売買等損益	28,471,673	64,277,669
営業収益合計	28,473,392	64,279,372
営業費用		
受託者報酬	348,947	316,969
委託者報酬	6,281,029	5,705,402
その他費用	34,832	31,641
営業費用合計	6,664,808	6,054,012
営業利益又は営業損失（△）	21,808,584	58,225,360
経常利益又は経常損失（△）	21,808,584	58,225,360
当期純利益又は当期純損失（△）	21,808,584	58,225,360
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	599,809	1,244,141
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△558,276,736	△454,284,783
剰余金増加額又は欠損金減少額	96,474,011	26,844,846
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	96,474,011	26,844,846
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,307,092	4,780,757
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,307,092	4,780,757
分配金	※1 9,383,741	※1 8,790,776
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△454,284,783	△384,030,251

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
※1 信託財産に係る 期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,001,477,016円 期中追加設定元本額 15,201,894円 期中一部解約元本額 343,942,549円	期首元本額 1,672,736,361円 期中追加設定元本額 20,181,064円 期中一部解約元本額 100,424,144円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は454,284,783円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は384,030,251円であります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	1,672,736,361口	1,592,493,281口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
※1分配金の計算過程 第33期 計算期末における経費控除後の配当等収益6,378,295円（1万口当たり36.52円）、収益調整金149,707,718円（1万口当たり857.32円）及び分配準備積立金81,389,891円（1万口当たり466.09円）を分配対象収益として、4,365,532円（1万口当たり25.00円）を分配金額としております。 第34期 計算期末における経費控除後の配当等収益8,003,350円（1万口当たり47.84円）、収益調整金143,660,477円（1万口当たり858.83円）及び分配準備積立金79,689,603円（1万口当たり476.40円）を分配対象収益として、5,018,209円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。	※1分配金の計算過程 第35期 計算期末における経費控除後の配当等収益7,462,793円（1万口当たり46.39円）、収益調整金138,342,373円（1万口当たり860.05円）及び分配準備積立金79,347,105円（1万口当たり493.29円）を分配対象収益として、3,217,050円（1万口当たり20.00円）を分配金額としております。 第36期 計算期末における経費控除後の配当等収益7,681,031円（1万口当たり48.23円）、収益調整金137,801,139円（1万口当たり865.31円）及び分配準備積立金81,948,234円（1万口当たり514.59円）を分配対象収益として、5,573,726円（1万口当たり35.00円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
----	--	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、外国債券など値動きのある有価証券に投資しますので、為替変動リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資管理委員会において、リスク管理に関する基本的な事項等を審議、決定します。運用部門から独立した運用リスク管理部門が運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析を行います。分析結果は、運用部門にフィードバックされ、合理的な投資成果の追求を図ります。また、コンプライアンス部門が法令遵守の観点から運用状況を監視します。	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	26,808,119円	32,835,259円
合 計	26,808,119円	32,835,259円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
1口当たり純資産額 0.7284円 (1万口当たり純資産額 7,284円)	1口当たり純資産額 0.7588円 (1万口当たり純資産額 7,588円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン 債マザーファンド	1,140,113,185	1,200,995,229	10,534円
合 計		1,140,113,185	1,200,995,229	

備考欄は、親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

【しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,303,335	21,589,832
親投資信託受益証券	1,746,738,180	1,633,045,360
未収入金	1,000,000	—
未収利息	34	29
流動資産合計	1,773,041,549	1,654,635,221
資産合計	1,773,041,549	1,654,635,221
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,444,774	7,525,413
未払解約金	1,713,695	416,541
未払受託者報酬	244,020	218,844
未払委託者報酬	4,392,332	3,939,093
その他未払費用	24,370	21,856
流動負債合計	15,819,191	12,121,747
負債合計	15,819,191	12,121,747
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 2,361,193,630	※1,※3 2,150,118,172
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △603,971,272	※2 △507,604,698
（分配準備積立金）	158,277,984	149,436,270
元本等合計	1,757,222,358	1,642,513,474
純資産合計	1,757,222,358	1,642,513,474
負債純資産合計	1,773,041,549	1,654,635,221

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成23年5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年5月15日)
営業収益		
受取利息	2,521	2,404
有価証券売買等損益	△45,116,944	64,307,180
営業収益合計	△45,114,423	64,309,584
営業費用		
受託者報酬	502,472	441,905
委託者報酬	9,044,487	7,954,203
その他費用	50,187	44,134
営業費用合計	9,597,146	8,440,242
営業利益又は営業損失（△）	△54,711,569	55,869,342
経常利益又は経常損失（△）	△54,711,569	55,869,342
当期純利益又は当期純損失（△）	△54,711,569	55,869,342
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△968,016	389,371
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△584,429,380	△603,971,272
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,671,426	58,367,015
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,671,426	58,367,015
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,880,393	4,438,869
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,880,393	4,438,869
分配金	※1 20,589,372	※1 13,041,543
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△603,971,272	△507,604,698

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
※1 信託財産に係る 期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,599,950,794円 期中追加設定元本額 25,599,444円 期中一部解約元本額 264,356,608円	期首元本額 2,361,193,630円 期中追加設定元本額 17,904,081円 期中一部解約元本額 228,979,539円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は603,971,272円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は507,604,698円であります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	2,361,193,630口	2,150,118,172口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成23年5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
※1分配金の計算過程 第33期 計算期末における経費控除後の配当等収益11,359,957円（1万口当たり45.86円）、収益調整金129,006,672円（1万口当たり520.90円）及び分配準備積立金165,978,040円（1万口当たり670.19円）を分配対象収益として、11,144,598円（1万口当たり45.00円）を分配金額としております。 第34期 計算期末における経費控除後の配当等収益10,020,033円（1万口当たり42.43円）、収益調整金123,848,579円（1万口当たり524.51円）及び分配準備積立金157,702,725円（1万口当たり667.89円）を分配対象収益として、9,444,774円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。	※1分配金の計算過程 第35期 計算期末における経費控除後の配当等収益9,225,775円（1万口当たり41.81円）、収益調整金116,386,147円（1万口当たり527.48円）及び分配準備積立金147,366,115円（1万口当たり667.89円）を分配対象収益として、5,516,130円（1万口当たり25.00円）を分配金額としております。 第36期 計算期末における経費控除後の配当等収益10,224,549円（1万口当たり47.55円）、収益調整金113,936,300円（1万口当たり529.90円）及び分配準備積立金146,737,134円（1万口当たり682.46円）を分配対象収益として、7,525,413円（1万口当たり35.00円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日)	当期 (自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、外国債券など値動きのある有価証券に投資しますので、為替変動リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資管理委員会において、リスク管理に関する基本的な事項等を審議、決定します。運用部門から独立した運用リスク管理部門が運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析を行います。分析結果は、運用部門にフィードバックされ、合理的な投資成果の追求を図ります。また、コンプライアンス部門が法令遵守の観点から運用状況を監視します。	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成23年11月15日現在)	当期 (平成24年5月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券関係に関する注記）
 売買目的有価証券

	前期 （平成23年11月15日現在）	当期 （平成24年5月15日現在）
種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△41,888,469円	41,737,471円
合 計	△41,888,469円	41,737,471円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

前期 （平成23年11月15日現在）	当期 （平成24年5月15日現在）
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日）	当期 （自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日）
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 （平成23年11月15日現在）	当期 （平成24年5月15日現在）
1口当たり純資産額 0.7442円 （1万口当たり純資産額 7,442円）	1口当たり純資産額 0.7639円 （1万口当たり純資産額 7,639円）

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘柄	券面総額(口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	757,566,876	813,096,528	10,733円
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	778,383,171	819,948,832	10,534円
合 計		1,535,950,047	1,633,045,360	

備考欄は、親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

「欧州ソブリン債ポートフォリオ」は、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」受益証券を、
「米国ソブリン債ポートフォリオ」は、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券を、「欧
米ソブリン債ポートフォリオ」は「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」及び「しんきん米国ソ
ブリン債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された
「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外です。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		33,235,741	4,611,929
コール・ローン		154,047,720	99,262,661
国債証券		10,194,770,258	9,655,015,644
特殊債券		384,991,652	374,431,785
未収入金		726,569,723	—
未収利息		129,373,623	134,143,330
前払費用		4,858,716	5,132,070
流動資産合計		11,627,847,433	10,272,597,419
資産合計		11,627,847,433	10,272,597,419
負債の部			
流動負債			
未払金		657,368,451	—
流動負債合計		657,368,451	—
負債合計		657,368,451	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1, ※2	10,465,852,914	9,571,112,895
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		504,626,068	701,484,524
元本等合計		10,970,478,982	10,272,597,419
純資産合計		10,970,478,982	10,272,597,419
負債純資産合計		11,627,847,433	10,272,597,419

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 11,129,891,375円 期中追加設定元本額 200,660,116円 期中一部解約元本額 864,698,577円	期首元本額 10,465,852,914円 期中追加設定元本額 10,972,245円 期中一部解約元本額 905,712,264円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 1,110,201,179円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 825,300,781円 しんきん3資産ファンド (毎月決算型) 6,813,252,110円 しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型) 1,693,164,594円 しんきんグローバル債券ファンド (奇数月決算型) 23,934,250円 合計 10,465,852,914円	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 819,389,839円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 757,566,876円 しんきん3資産ファンド (毎月決算型) 6,425,076,350円 しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型) 1,549,210,659円 しんきんグローバル債券ファンド (奇数月決算型) 19,869,171円 合計 9,571,112,895円
※2 本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	10,465,852,914口	9,571,112,895口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、外国債券など値動きのある有価証券に投資しますので、為替変動リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資管理委員会において、リスク管理に関する基本的な事項等を審議、決定します。運用部門から独立した運用リスク管理部門が運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析を行います。分析結果は、運用部門にフィードバックされ、合理的な投資成果の追求を図ります。また、コンプライアンス部門が法令遵守の観点から運用状況を監視します。	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
種 類	当期間の損益に 含まれた評価差額	当期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	124,712,560円	196,855,524円
特殊債券	1,103,655円	△1,005,186円
合 計	125,816,215円	195,850,338円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの
期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
1口当たり純資産額 1.0482円 （1万口当たり純資産額 10,482円）	1口当たり純資産額 1.0733円 （1万口当たり純資産額 10,733円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BKO 0.250 12/13/13	1,000,000.00	1,003,150.00	
国債証券	ユーロ	BKO 0.750 09/13/13	300,000.00	302,775.00	
国債証券	ユーロ	BKO 1.750 06/14/13	400,000.00	407,340.00	
国債証券	ユーロ	BTNS 2.000 07/12/15	3,500,000.00	3,607,450.00	
国債証券	ユーロ	BTNS 2.500 07/25/16	1,300,000.00	1,354,600.00	
国債証券	ユーロ	BTNS 3.000 07/12/14	2,000,000.00	2,101,100.00	
国債証券	ユーロ	DBR 2.000 01/04/22	9,000,000.00	9,513,000.00	
国債証券	ユーロ	DBR 2.500 01/04/21	3,000,000.00	3,323,400.00	
国債証券	ユーロ	DBR 3.000 07/04/20	2,500,000.00	2,867,250.00	
国債証券	ユーロ	DBR 3.250 01/04/20	2,000,000.00	2,326,600.00	
国債証券	ユーロ	DBR 3.250 07/04/42	1,000,000.00	1,259,800.00	
国債証券	ユーロ	DBR 3.500 07/04/19	1,500,000.00	1,765,500.00	
国債証券	ユーロ	DBR 3.750 01/04/15	1,300,000.00	1,424,345.00	
国債証券	ユーロ	DBR 3.750 01/04/19	6,000,000.00	7,125,300.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/28	1,600,000.00	2,179,840.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/34	1,900,000.00	2,760,700.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/40	500,000.00	779,550.00	
国債証券	ユーロ	DBR 6.250 01/04/24	2,500,000.00	3,709,250.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.500 10/25/20	2,500,000.00	2,481,500.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.250 10/25/21	1,500,000.00	1,561,650.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.500 04/25/20	1,000,000.00	1,070,500.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.750 10/25/19	2,000,000.00	2,182,200.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.750 04/25/17	2,100,000.00	2,300,760.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.000 04/25/14	500,000.00	532,900.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.000 10/25/14	1,300,000.00	1,401,790.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.000 10/25/38	2,000,000.00	2,163,200.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.250 04/25/19	1,000,000.00	1,130,200.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 5.000 10/25/16	2,000,000.00	2,298,400.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 5.750 10/25/32	3,000,000.00	4,015,800.00	
国債証券	ユーロ	OBL 1.250 10/14/16	5,000,000.00	5,188,000.00	
国債証券	ユーロ	OBL 1.750 10/09/15	6,000,000.00	6,316,200.00	
国債証券	ユーロ	OBL 2.250 04/10/15	1,000,000.00	1,060,600.00	
国債証券	ユーロ	OBL 2.250 04/11/14	1,000,000.00	1,041,750.00	
国債証券	ユーロ	OBL 2.500 02/27/15	1,000,000.00	1,065,700.00	
国債証券	ユーロ	OBL 2.500 10/10/14	5,500,000.00	5,817,900.00	
国債証券	ユーロ	OBL 2.750 04/08/16	4,000,000.00	4,381,600.00	
国債証券	ユーロ	OBL 3.500 04/12/13	300,000.00	309,390.00	
ユーロ 小計			84,000,000.00 (8,615,880,000)	94,130,990.00 (9,655,015,644)	
国債証券 合計			8,615,880,000 <8,615,880,000>	9,655,015,644 <9,655,015,644>	
特殊債券	ユーロ	EIB 3.625 10/15/13	3,500,000.00	3,650,500.00	
ユーロ 小計			3,500,000.00 (358,995,000)	3,650,500.00 (374,431,785)	
特殊債券 合計			358,995,000 <358,995,000>	374,431,785 <374,431,785>	

合 計	8,974,875,000 <8,974,875,000>	10,029,447,429 <10,029,447,429>	
-----	----------------------------------	------------------------------------	--

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

注2 合計欄の＜ ＞内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しています。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券 37銘柄 特殊債券 1銘柄	96.3% 3.7%	100%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

（参考情報）「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外です。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		6,335,206	88,216
金銭信託		463,094	178,488
コール・ローン		119,432,285	76,036,514
国債証券		10,364,044,268	9,730,876,689
特殊債券		714,162,867	736,120,295
未収利息		108,215,331	103,405,870
前払費用		376,048	275,837
流動資産合計		11,313,029,099	10,646,981,909
資産合計		11,313,029,099	10,646,981,909
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,500,000	—
流動負債合計		1,500,000	—
負債合計		1,500,000	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1, ※3	11,328,707,431	10,107,224,507
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※2	△17,178,332	539,757,402
元本等合計		11,311,529,099	10,646,981,909
純資産合計		11,311,529,099	10,646,981,909
負債純資産合計		11,313,029,099	10,646,981,909

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 13,215,502,453円 期中追加設定元本額 9,283,414円 期中一部解約元本額 1,896,078,436円	期首元本額 11,328,707,431円 期中追加設定元本額 10,757,611円 期中一部解約元本額 1,232,240,535円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 1,213,037,116円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 882,982,376円 しんきん3資産ファンド (毎月決算型) 7,378,421,508円 しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型) 1,837,237,272円 しんきんグローバル債券ファンド (奇数月決算型) 17,029,159円 合計 11,328,707,431円	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 1,140,113,185円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 778,383,171円 しんきん3資産ファンド (毎月決算型) 6,632,725,535円 しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型) 1,542,281,023円 しんきんグローバル債券ファンド (奇数月決算型) 13,721,593円 合計 10,107,224,507円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,178,332円であります。	—————
※3 本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	11,328,707,431口	10,107,224,507口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、外国債券など値動きのある有価証券に投資しますので、為替変動リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資管理委員会において、リスク管理に関する基本的な事項等を審議、決定します。運用部門から独立した運用リスク管理部門が運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析を行います。分析結果は、運用部門にフィードバックされ、合理的な投資成果の追求を図ります。また、コンプライアンス部門が法令遵守の観点から運用状況を監視します。	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	852,621,214円	56,555,201円
特殊債券	△122,637円	△2,053,659円
合 計	852,498,577円	54,501,542円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

平成23年11月15日現在	平成24年5月15日現在
1口当たり純資産額 0.9985円 （1万口当たり純資産額 9,985円）	1口当たり純資産額 1.0534円 （1万口当たり純資産額 10,534円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 11/15/41	500,000.00	518,085.94	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.500 02/15/39	1,000,000.00	1,120,000.00	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.875 08/15/40	500,000.00	595,429.69	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.250 11/15/40	500,000.00	633,515.62	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.250 05/15/39	1,000,000.00	1,265,859.38	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.375 05/15/40	500,000.00	645,937.50	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.375 11/15/39	500,000.00	645,859.37	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.375 02/15/38	1,000,000.00	1,287,656.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.500 05/15/38	500,000.00	656,328.12	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.500 08/15/39	1,500,000.00	1,974,375.00	

国債証券	米ドル	T-BOND 4.625 02/15/40	500,000.00	670,976.56	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.750 02/15/41	1,000,000.00	1,369,062.50	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.750 02/15/37	500,000.00	677,656.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 5.000 05/15/37	500,000.00	701,562.50	
国債証券	米ドル	T-BOND 5.250 02/15/29	2,500,000.00	3,471,679.70	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.250 08/15/23	1,100,000.00	1,583,226.56	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.500 11/15/26	2,600,000.00	3,959,921.88	
国債証券	米ドル	T-BOND 7.500 11/15/16	2,200,000.00	2,868,765.63	
国債証券	米ドル	T-BOND 7.875 02/15/21	1,000,000.00	1,525,546.88	
国債証券	米ドル	T-BOND 8.000 11/15/21	1,100,000.00	1,720,554.69	
国債証券	米ドル	T-BOND 8.125 05/15/21	1,900,000.00	2,956,281.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.125 08/31/13	3,000,000.00	2,995,078.14	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.125 09/30/13	900,000.00	898,453.12	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.250 02/15/15	500,000.00	498,554.69	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.250 09/15/14	1,000,000.00	998,593.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.375 07/31/13	1,000,000.00	1,001,640.63	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.875 01/31/17	500,000.00	504,609.37	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.875 12/31/16	300,000.00	302,929.68	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.000 01/15/14	1,000,000.00	1,012,031.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.250 02/15/14	700,000.00	711,812.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.250 03/15/14	500,000.00	509,023.44	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.250 04/15/14	400,000.00	407,343.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.250 09/30/15	2,000,000.00	2,053,906.26	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.375 05/15/13	700,000.00	708,011.71	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.375 11/30/15	1,000,000.00	1,031,562.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.500 12/31/13	1,000,000.00	1,019,921.88	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.875 08/31/17	400,000.00	421,781.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 01/31/16	500,000.00	527,539.06	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.125 11/30/14	2,000,000.00	2,090,468.76	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.125 12/31/15	500,000.00	529,648.44	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/30/17	1,000,000.00	1,075,000.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 05/31/14	1,000,000.00	1,039,765.63	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.375 10/31/14	2,000,000.00	2,100,000.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.375 08/31/14	2,000,000.00	2,094,062.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.375 09/30/14	2,000,000.00	2,097,656.26	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.500 04/30/15	2,400,000.00	2,549,437.51	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 01/31/18	2,000,000.00	2,192,812.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 04/30/18	1,000,000.00	1,097,812.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 11/15/20	3,000,000.00	3,266,718.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 12/31/14	3,000,000.00	3,178,593.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 02/29/16	2,500,000.00	2,697,070.32	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 06/30/14	1,000,000.00	1,049,687.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 07/31/14	2,500,000.00	2,627,539.07	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 08/15/20	1,000,000.00	1,090,546.88	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 11/30/16	2,000,000.00	2,185,937.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 12/31/17	1,000,000.00	1,103,281.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/15/19	1,000,000.00	1,106,406.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 03/31/18	500,000.00	555,820.31	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.000 09/30/16	1,000,000.00	1,102,187.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 05/15/21	2,000,000.00	2,255,781.26	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 10/31/16	1,000,000.00	1,108,750.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 05/15/19	2,000,000.00	2,264,062.50	

国債証券	米ドル	T-NOTE 3.250 12/31/16	2,000,000.00	2,233,593.76	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.250 05/31/16	2,000,000.00	2,214,062.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.250 06/30/16	1,500,000.00	1,662,421.87	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.250 07/31/16	2,000,000.00	2,220,000.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.500 02/15/18	1,200,000.00	1,373,718.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.625 02/15/20	2,000,000.00	2,337,187.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.625 02/15/21	500,000.00	585,156.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.625 08/15/19	2,000,000.00	2,334,687.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.875 05/15/18	1,600,000.00	1,873,875.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 4.000 02/15/15	1,000,000.00	1,099,375.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 4.000 02/15/14	3,000,000.00	3,194,765.64	
国債証券	米ドル	T-NOTE 4.000 08/15/18	1,000,000.00	1,183,203.13	
国債証券	米ドル	T-NOTE 4.250 08/15/13	2,300,000.00	2,414,460.94	
国債証券	米ドル	T-NOTE 4.500 05/15/17	2,500,000.00	2,963,085.95	
国債証券	米ドル	T-NOTE 4.500 11/15/15	4,500,000.00	5,127,539.08	
米ドル 小計			106,300,000.00 (8,497,622,000)	121,727,254.06 (9,730,876,689)	
国債証券 合計			8,497,622,000 <8,497,622,000>	9,730,876,689 <9,730,876,689>	
特殊債券	米ドル	EIB 1.500 05/15/14	1,000,000.00	1,010,050.00	
特殊債券	米ドル	EIB 1.875 06/17/13	1,000,000.00	1,012,760.00	
特殊債券	米ドル	IADB 4.500 09/15/14	2,000,000.00	2,179,600.00	
特殊債券	米ドル	IBRD 0.500 11/26/13	5,000,000.00	5,006,000.00	
米ドル 小計			9,000,000.00 (719,460,000)	9,208,410.00 (736,120,295)	
特殊債券 合計			719,460,000 <719,460,000>	736,120,295 <736,120,295>	
合 計			9,217,082,000 <9,217,082,000>	10,466,996,984 <10,466,996,984>	

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

注2 合計欄の< >内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しています。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 77銘柄 特殊債券 4銘柄	93.0% 7.0%	100%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書（平成24年6月29日現在）

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

I 資産総額	836,645,440 円
II 負債総額	2,064,442 円
III 純資産総額（I－II）	834,580,998 円
IV 発行済数量	1,092,782,503 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7637 円

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

I 資産総額	1,200,832,408 円
II 負債総額	1,490,167 円
III 純資産総額（I－II）	1,199,342,241 円
IV 発行済数量	1,578,394,278 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7598 円

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

I 資産総額	1,585,774,211 円
II 負債総額	2,010,932 円
III 純資産総額（I－II）	1,583,763,279 円
IV 発行済数量	2,111,648,114 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7500 円

（参考）「しんきん海外ソブリン債セレクション」の各ポートフォリオが投資する「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」のファンドの同日における純資産額計算書は、以下のとおりです。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

I 資産総額	9,684,795,063 円
II 負債総額	1,000,000 円
III 純資産総額（I－II）	9,683,795,063 円
IV 発行済数量	9,365,209,722 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0340 円

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

I 資産総額	10,087,540,040 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	10,087,540,040 円
IV 発行済数量	9,551,310,250 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0561 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿

該当事項はありません。

3 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4 受益権の譲渡制限の内容

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- (3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法そ

の他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

委託会社が発行する株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

②投資運用の意思決定機構

1) 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

2) 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通し並びに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。業務管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・リスク管理委員会

当委員会において、事務局である業務管理部は、前1ヵ月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果について報告を行います。また、コンプライアンス部は、法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等を、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

3) コンプライアンス管理体制

当社は、取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- 1) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- 2) コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- 3) コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者をコンプライアンス部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- 4) 全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の運用体制等は2012年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年6月29日現在、以下のとおりです。
(親投資信託を除きます。)

(単位：百万円)

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	46	314,315
合 計	46	314,315

(注)純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		1,208,900		1,258,747
前払費用			15,428		15,157
繰延税金資産			36,259		34,435
未収委託者報酬			196,906		213,688
未収収益	*2		33,865		32,903
未収還付法人税等			206		85
その他の流動資産			8,896		8,319
流動資産計			1,500,465		1,563,337
固定資産					
有形固定資産	*1		124,061		112,764
建物		94,882		89,630	
器具備品		29,178		23,133	
無形固定資産			13,393		31,028
ソフトウェア		11,939		29,362	
電話加入権		959		959	
その他		493		705	
投資その他の資産			2,154		2,526
長期前払費用		2,154		2,526	
固定資産計			139,609		146,319
資産合計			1,640,074		1,709,657

		前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			171,989		188,598
未払手数料	*2	146,374		149,586	
その他未払金		25,615		39,011	
未払法人税等			2,566		1,861
未払消費税			15,420		5,112
未払事業所税			1,710		1,704
前受収益			2,790		2,790
賞与引当金			53,800		57,188
その他の流動負債			2,227		2,185
流動負債計			250,505		259,439
固定負債					
退職給付引当金			55,781		64,597
役員退職慰労引当金			14,250		562
固定負債計			70,031		65,160
負債合計			320,536		324,599
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			200,000		200,000
利益剰余金					
利益準備金			2,000		2,000
その他利益剰余金			1,117,537		1,183,057
別途積立金		370,000		370,000	
繰越利益剰余金		747,537		813,057	
利益剰余金計			1,119,537		1,185,057
純資産合計			1,319,537		1,385,057
負債・純資産合計			1,640,074		1,709,657

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			1,896,379		1,855,440
運用受託報酬	*1		373,582		317,027
営業収益計			2,269,961		2,172,467
営業費用					
支払手数料	*1		991,018		966,751
広告宣伝費			3,279		7,144
調査費			325,538		321,227
調査研究費		220,665		222,677	
委託調査費		104,873		98,549	
営業雑経費			62,750		52,363
印刷費		56,767		46,329	
郵便料		226		200	
電信電話料		2,427		2,371	
協会費		3,328		3,461	
営業費用計			1,382,587		1,347,486
一般管理費					
給料			467,863		462,941
役員報酬		23,492		24,199	
給料・手当		326,784		319,809	
賞与		53,052		55,052	
法定福利費		54,948		54,235	
福利厚生費		3,265		3,329	
その他給料		6,320		6,315	
役員退職慰労引当金繰入			9,406		1,312
交際費			2,845		3,341
旅費交通費			9,966		11,068
租税公課			6,968		6,304
不動産賃借料	*1		75,935		73,583
賞与引当金繰入			53,800		57,188
退職給付費用			50,527		51,031
固定資産減価償却費			23,032		22,234
諸経費	*1		51,445		68,254
一般管理費計			751,791		757,259
営業利益			135,582		67,721
営業外収益					
受取利息	*1		745		437
その他営業外収益			74		202
営業外収益計			820		639
営業外費用					
雑損失			5		100
その他営業外費用			80		—
営業外費用計			86		100
経常利益			136,316		68,260

		前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
特別利益		千円	千円	千円	千円
賞与引当金戻入		1,223		—	
法人税等還付加算金		—		—	
特別利益計			1,223		—
特別損失					
事務過誤損失		1,010		—	
固定資産除却損		—		386	
特別損失計			1,010		386
税引前当期純利益			136,528		67,874
法人税、住民税及び事業税			530		530
法人税等調整額			△2,743		1,824
当期純利益			138,742		65,519

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	200,000	200,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000	2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	370,000	370,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	370,000	370,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	608,795	747,537
当期変動額		
当期純利益	138,742	65,519
当期変動額合計	138,742	65,519
当期末残高	747,537	813,057
利益剰余金合計		
当期首残高	980,795	1,119,537
当期変動額		
当期純利益	138,742	65,519
当期変動額合計	138,742	65,519
当期末残高	1,119,537	1,185,057
株主資本合計		
当期首残高	1,180,795	1,319,537
当期変動額		
当期純利益	138,742	65,519
当期変動額合計	138,742	65,519
当期末残高	1,319,537	1,385,057
純資産合計		
当期首残高	1,180,795	1,319,537
当期変動額		
当期純利益	138,742	65,519
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	138,742	65,519
当期末残高	1,319,537	1,385,057

[次へ](#)

重要な会計方針

	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

追加情報

当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
当会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
建 物	19,681千円	26,320千円
器具備品	49,795千円	32,356千円

＊２ 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
普通預金	505,528千円	400,318千円
定期預金	500,000千円	700,000千円
未収収益	7,313千円	6,103千円
未払手数料	99,502千円	106,040千円

(損益計算書関係)

＊１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
運用受託報酬	278,036千円	224,963千円
受取利息	698千円	406千円
支払手数料	972,773千円	936,879千円
不動産賃借料	62,884千円	60,259千円
その他の不動産関係費	10,598千円	10,842千円
その他の支払手数料	9千円	9千円
器具備品費	—	5千円
その他の福利厚生費	—	245千円
その他の販管費	741千円	827千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,208,900	1,208,900	—
(2)未収委託者報酬	196,906	196,906	—
(3)未収収益	33,865	33,865	—
資産計	1,439,672	1,439,672	—
(4)未払手数料	146,374	146,374	—
(5)その他未払金	25,615	25,615	—
負債計	171,989	171,989	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未払手数料、(5)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,208,738	1,208,738	—
(2)未収委託者報酬	196,906	196,906	—
(3)未収収益	33,865	33,865	—
合計	1,439,511	1,439,511	—

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,258,747	1,258,747	—
(2)未収委託者報酬	213,688	213,688	—
(3)未収収益	32,903	32,903	—
資産計	1,505,339	1,505,339	—
(4)未払手数料	149,586	149,586	—
(5)その他未払金	39,011	39,011	—
負債計	188,598	188,598	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未払手数料、(5)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,258,476	1,258,476	—
(2)未収委託者報酬	213,688	213,688	—
(3)未収収益	32,903	32,903	—
合計	1,505,068	1,505,068	—

[次へ](#)

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成23年3月31日現在）自己都合要支給額55,781千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は5. の通りであります。

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
退職給付費用 勤務費用	50,527（注）

（注）勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,974千円を含みます。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

（1）制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）

年金資産の額 1,352,356,350千円

年金財政計算上の給付債務の額	1,623,781,238千円
差引額	△271,424,888千円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成22年3月分）

0.0535%

(3) 補足説明

過去勤務債務残高 271,424,888千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成24年3月31日現在）自己都合要支給額64,597千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は5. の通りであります。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
退職給付費用 勤務費用	51,031 (注)

(注) 勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,707千円を含みます。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

年金資産の額	1,358,815,507千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641,697千円
差引額	△271,826,189千円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成23年3月分）

（３）補足説明

過去勤務債務残高	255,938,658千円
繰越不足金	15,887,531千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

[前へ](#) [次へ](#)

（税効果会計関係）**1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
賞与引当金繰入限度超過額	21,891	21,737
役員退職慰労引当金	5,798	213
退職給付引当金繰入限度超過額	22,697	24,553
未払事業税	828	506
未払事業所税	696	647
税務上の繰越欠損金	51,590	20,071
その他	2,925	3,680
繰延税金資産 小計	106,428	71,410
評価性引当額	△70,168	△36,975
繰延税金資産 合計	36,259	34,435
繰延税金資産の純額	36,259	34,435
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	36,259	34,435
固定資産－繰延税金資産	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.63%	3.48%
住民税均等割	0.39%	0.78%
評価性引当額の増減	△43.32%	△48.16%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	6.68%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.62%	3.47%

3. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年12月2日法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年12月2日法律第117号）が公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、一時差異等の解消が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が4,532千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が4,532千円増加しております。

[前へ](#) [次へ](#)

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	278,036

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

・追加情報

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごと

の営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	224,963

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	490,998 百万円	信用金庫連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任2人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託報酬	278,036 千円	未収収益	7,313 千円
								投資信託の代行手数料	893,256 千円	未払手数料	88,296 千円
								事務所賃借料	62,884 千円	—	—
								出向者人件費	135,171 千円	—	—

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託の代行手数料	79,516 千円	未払手数料	11,205 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金 庫連合 会事業	直接 (被所有) 100%	兼任2 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬 投資信託 の代行手 数料 事務所賃 借料 出向者人 件費	224,963 千円 852,805 千円 60,259 千円 126,859 千円	未収 収益 未払手数 料 — —	6,103 千円 91,805 千円 — —

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株 式会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	84,074 千円	未払手数 料	14,235 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

[前へ](#) [次へ](#)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
1株当たり純資産額	329,884円47銭	346,264円32銭
1株当たり当期純利益金額	34,685円58銭	16,379円85銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
当期純利益金額	138,742千円	65,519千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益金額	138,742千円	65,519千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。

(2) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1－（1）名称

信金中央金庫（指定登録金融機関）

（2）資本の額（出資の総額） 490,998百万円（平成24年3月末現在）

（3）事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2－（1）名称

しんきん証券株式会社（金融商品取引業者）

（2）資本の額 20,000百万円（平成24年3月末現在）

（3）事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

3－（1）名称

株式会社しんきん信託銀行（受託会社）

（2）資本の額 10,000百万円（平成24年3月末現在）

（3）事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

・名称

資産管理サービス信託銀行株式会社

・資本の額 50,000百万円（平成23年3月末現在）

・事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）販売会社

委託会社の指定する登録金融機関または金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

（2）受託会社

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当特定計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

（1）有価証券報告書

平成24年 2月10日
関東財務局長に提出

（2）有価証券届出書の訂正届出書

平成24年 2月10日
関東財務局長に提出

（3）臨時報告書

平成23年11月18日
平成24年 2月22日
関東財務局長に提出

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオの平成23年11月16日から平成24年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオの平成24年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオの平成23年11月16日から平成24年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオの平成24年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオの平成23年11月16日から平成24年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオの平成24年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月18日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)